

感化救済事業と仏教 —内務省救済行政と仏教との結合様式についての一考察—

名 和 月之介

（平成18年12月6日受理 最終原稿平成19年1月10日受理）

明治30年代日本資本主義の進展に伴って貧困が社会的に波及した。それが一部の貧窮者だけではなく台頭する労働者階層にとっても不可避の問題となった。政府内務省はそれに対応する救貧及び労働保護施策の必要を認識していたが、明治初期に制定された制限救助主義的な「恤救規則」の改正を行わず、便宜的な社会的諸立法によって本質的な課題を放置した。救貧を含む救済事業の不備を認識していた内務官僚は、民間識者との交流を通して、貧民救済、貧困防止あるいは不良民矯正等の対策について民間慈善事業活用の方策を検討することとなった。日露戦争後日本資本主義が帝国主義段階を迎えると、貧富の格差に加えて、都市の労働争議及び農村の騒擾、さらには社会間の不調和も顕在化した。それに対して第2次桂内閣は国内における社会政策の必要性を謳った。そうした状況において内務省は感化救済事業を提唱した。それは部分的に国家的社会事業と呼べるものを含んでいる。しかし戦後経営の中で推進された地方改良に呼応して国家の良民育成を課題として展開されたものである。すなわち感化と救済事業とを連結させたように精神的教化に傾斜した救済事業であった。国家政府は、「恤救規則」の隣保相扶思想に沿って地方団体が救済事業に当る方向を導き、救済事業を指導統制する側に立つ方向が明らかになった。仏教はとくに感化面における有用性を期待されて感化救済事業に参入したといえる。本稿は地方改良との関連で感化救済事業の形成と展開について観察し、さらに同事業における仏教の性格と役割を考察する。そこに政府内務省の救済行政と仏教との結合様式という課題設定を行って、仏教による感化救済事業の歴史的社会的現実態に対して接近を試みる。その際、西本願寺教団の事例を取り上げて具体的現実的な仏教と感化救済事業との関係について論述するものである。

キーワード：感化救済事業、救済行政、地方改良、仏教

はじめに

感化救済事業というのは、明治政権下における内務省が明治41年から大正中期まで行政用語として用いた救済事業の呼称である。感化は、良い影響を受けて心が変わることである。本稿における時期的な研究対象は主として明治30年代以降明治末年までということになるが、明治中期よりすでに不良少年や少年犯罪者対策の事業が感化事業と称して実践されてきた。感化事業は、慈善救済事業の中で、児童保護事業や施薬救療事業に比べて、その存在の比重は必ずしも大きくはなかった。しかし、とくに日露戦後において政府内務省は感化及び感化事業の

名 和 月之介

重要性に鑑み、感化救済事業と呼称する形で救済行政を展開した。

感化救済事業は、現代の社会福祉につながる社会事業にとって直近の前史的段階に位置している。従って社会事業形成の歴史的社会的要因を包含しているという意義を有し、基本資料も漸次整い、諸先学の研究も蓄積されてきている。

しかし、本稿における感化救済事業と仏教との結合様式を研究対象とする場合、すなわち仏教社会事業（史）という研究視角からは、吉田久一の『日本近代仏教社会史研究』がほぼ唯一の体系的組織的な先行研究といえる。同書において仏教感化救済事業という対象設定が行われており、資料文献を駆使したその研究は依然としてこの分野における一つの重要な指標となるが、後学に幾つかの研究課題も提示されている。

その一つとして、従来の社会事業史研究では感化救済事業が地方改良との関連で位置づけられることがあまりなかったということがある。地方改良については、日本史研究等の分野において豊富な蓄積があるが、社会事業史上の研究対象としてはあまり取り上げられなかった。

本稿の目的は他分野における先行研究の成果を網羅することではないが、感化救済事業の性格の特徴をなるべく地方改良との関連で抽出し、その上で同事業における仏教の性格と役割とを捉えてみたい。そこに内務省救済行政と仏教との結合様式という課題設定を行って、仏教による感化救済事業の歴史的社会的現実態について接近を試みたい。とくに感化救済事業の担い手として西本願寺教団の事例を取り上げて、救済行政と仏教とが具体的現実的にどう関係したのかについて考察する。

第1章 救済行政の転換と感化救済事業の形成

第1節 感化救済事業形成に至る救済行政の変遷

内務省が明治41年に至って感化救済事業を提唱したことは、従来の救済行政と対比すれば画期的なことであった。つまり救済行政を典型的に象徴する明治7年制定の「恤救規則」における救済施策は、救済を基本的には「人民相互の情誼」という隣保相扶に委ね、「無告の窮民」だけを対象とするという極めて制限救助主義的な内容であった。

政府は貧困以外の要因による要救護者を対象とする特別救護制度をもって、貧困による要救護者を対象とする一般救護制度である「恤救規則」の抜本的改正を放置した¹⁾。たとえば、この時期には特別救護法制として、明治30年に「伝染病予防法」、明治32年に「罹災救助基金法」、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」、「水難救護法」、さらに明治33年には「精神病患者監護法」等が制定されている。

しかし救済の要となる「恤救規則」の抜本的改正は昭和4年「救護法」制定（昭和7年施行）まで持ち越された。そうした制限救助主義的な救済行政を執り行っていた内務省が、自ら提唱し展開するに至ったのが感化救済事業であった。無論、それは貧困とそれに関連派生する社会的障害事象に対して制限救助に代る義務救助主義あるいは国家責任原則を打ち出したということでない。ここでは、先ず明治30年代頃よりの貧困問題と労働問題の状況を踏まえて、救済行政の組織的機構的変遷を観察分析することを通して、感化救済事業形成の社会的要因と歴史的

感化救済事業と仏教

過程とについて考察したい。

明治30年代は日本資本主義が産業革命期を迎え、資本主義の構造的な所産による労働問題が発生する時期であった。それは貧困問題が従来の救貧法対象ともいべき一部の被救恤的窮民から国民労働者大衆に波及したということである。この時期、工場を中心に労働者階層が増加したが、彼らは低賃金、重労働そして長時間労働という労働問題にさらされた。貧困が国民のごく一部の限定された階層から、新たに創出された広汎な賃労働者階層を含む問題として認識されることとなった。それと共に都市に居住する貧窮民によって都市下層社会と呼べるものが形成された。

こうした貧困の大衆化を担った労働者階層の創出について、風早八十二は農村過剰人口が工業生産部門に吸収されたということ、そして市町村より都市への人口集中という両面の影響を重視している²⁾。

また、明治後期における農村から都市への賃労働の移動について、隅谷三喜男の要述に依拠すると、一方で明治20年以降都市に紡績業を中心とした工業が発展し、他方では農民層の分解が徐々に進行することによって、農村内部に過剰人口が蓄積されてゆくに伴って、農村から都市への賃労働の移動が主流となった。それが本格的に現れるのは明治後期に至ってからである³⁾。明治後期における賃労働者の貧困について隅谷の所説を抜粋すると次の通りである⁴⁾。

明治34年の東京における貧民街居住者の1割以上は賃労働者であり、賃労働者も職人も貧民の構成要素であった。活版工、紡績工等の賃金は、職人の賃金を著しく下回り、人足のそれにも及ばなかった。一般に工場労働は最後に選択された職業であり、最下層の貧民の子女が工場の徒弟となり、紡績工場の徒弟となった。工場労働者の大半(65%)が女工であり、その大部分が繊維産業における20歳未満の年少労働者であったことと無関係ではない。これに対して成年男工を主として雇用したのは機械工業、とくに造船・造兵・車両・機械等の諸工場であった。彼等は鉄工と呼ばれ、親方職人の下で労働に従事していたが、貧農の生活水準が職人のそれより低かったが、賃労働者の賃金も職人のそれより低いという状況であった。

こうした労働問題を本質的課題とする社会問題が発生した中、民間においては労働者保護を求める労働運動も行われるようになった。明治30年には日本労働運動の出発ともいえる労働組合期成会が発足し、それに伴って同年鉄工組合、明治31年日本鉄道矯正会及び活版工組合が結成された⁵⁾。なお明治31年には社会主義研究会が発足している。しかし、山県有朋内閣は明治33年「治安警察法」の制定をもって社会主義思想や関連する労働運動を抑圧し、その民主的社会的拡大の芽をつんだ。同法第17条は労働者の団結権及び罷業権を否認した。

労働者保護の根幹ともいべき「工場法」について政府当局に対象認識はあったのである。すなわち明治30年工場法案が起草された。その内容は、工場には危険予防、健康保全等のための必要な整備を命じ、10歳未満の幼者の使役禁止、14歳未満の職工の保護、一般職工の労働力再生産の保全を講ずるものであった⁶⁾。しかし産業界を中心に工業の発達を妨げるものとして反対された。その後、紆余曲折を経て日本最初の工場労働者保護立法として「工場法」が制定

名 和 月之介

されたのは明治44年であり、しかもその実施は大正5年まで持ち越された。欧州大戦後に生れた国際労働会議で8時間労働等の根本原則が樹立され、国際標準に照らして「工場法」の不備が早くも明らかとなった。

ここで明治30年代の内務省救済行政に関する行政組織及び機構を見ると、明治31年11月「内務省官制」の改正で、県治局を地方局と改めている⁷⁾。ただし所管事項は、明治26年以降のものと変わらず、局名の変更にとどまっている。救済行政の中央事務は地方局の所管であり、この「内務省官制」第一条において、内務大臣の権限規定中に「賑恤及び救済に関する事務」という文字が見られ、さらに地方局の事務として「賑恤及救済に関する事項」と「府県立以下の貧民・盲啞院・瘋癲院及育児院其の他慈善の用に供する営造物に関する事項」が規定されていた⁸⁾。この地方局府県課に明治33年に至って2,3名の救済事業の囑託をおき、感化救済の事務を取り扱うこととなった。明治33年4月には井上友一が地方局長（事務取扱）としてパリの万国公私救済慈善事業会議に委員として出席している⁹⁾。政府内務省が欧州諸国の救済制度を含む諸般の法制度に関心を示していたことが窺われる。井上は同33年6月には欧米各国に差遣され、翌34年3月帰国している。

注目すべきことは、地方局府県課に救済事業囑託が置かれた明治33年に内務官僚（衛生局）の窪田静太郎（1865 - 1946）を中心に貧民研究会が組織されたことである。

窪田によると¹⁰⁾、貧民研究会は明治32,3年頃から主として内務省に在勤する有志が中心となり、その他監獄教誨師、出獄人保護事業の実際家等の有志が集まって、貧民の救済、貧困の防止、不良民の矯正等について研究することを目的に組織された。以後毎月1回開会したが、参加者として久米金弥（内務省参事官）、有松英義（警保局）、小河滋次郎（監獄課）、松井茂（警視庁）、相田良雄（衛生局）がおり、発会当初あるいはその後間もなく桑田熊蔵（社会政策学専攻）、原胤昭（東京出獄人保護事業）、留岡幸助（警察監獄学校教授）が加わった¹¹⁾。会の名称は明治36年5月庚子会に改められた。会合の際は、会の目的に関係のある学術上の講話を聞いたり（例えば当時の浅草警察署長より浅草公園付近の売淫婦の状況等を聞いたことがある）、時には会員が同道して貧民部落、銘酒屋等に実地踏査を試みたこともあった。同会の同人として他に安達憲忠（東京市養育院）がいる。

内務官僚を中心とする貧民研究会の発足は、従来救済行政に消極的であった内務官僚が、貧困の広汎化によって一部の限定的な窮民から賃労働者を含むより広い階層に認識対象を転じ、貧困防止等について何らかの対策を講じねばならないという対象認識をもつに至ったことを示す。しかし貧民研究会発足時の会員の所属を見ると、単に救済行政というよりも警察行政を含む治安対策上の必要をも認識していたといえよう。

明治35年大阪の民間慈善事業である汎愛扶殖会の加島敏郎が貧民研究会を訪ね、翌明治36年大阪で内国勸業博覧会開催の際全国の慈善事業経営者の大会を開くという話をした¹²⁾。その話を受けて、貧民研究会から加島にイギリスのチャリティ・オーガニゼーション等のことを話し、大会の際常設の全国慈善事業連絡統制機関を設立してはどうかと加島を勧誘し同意を得た。

こうして、明治36年5月大阪において全国集会である「全国慈善大会」が開かれた¹³⁾。民間

感化救済事業と仏教

における慈善事業者の最初の自発的な会合が大阪において企画され、全国組織設立の提案も行われた。しかし実際の全国組織設立の業務は、内務官僚中心の庚子会（元貧民研究会）が主導したといえる。つまり、同大会において全国慈善同盟会設立を決議し、加島を含む創立委員代表が庚子会同人に設立手を依頼した¹⁴⁾。彼らはしばしば会合協議し慈善事業及び救済制度関係の先輩として清浦奎吾、渋沢栄一の指導を仰いで、明治41年中央慈善協会の設立となった。

中央慈善協会は財団法人として発足したが官民の関係者を結集し民間慈善事業の組織化を図る内務省の統制機関といってよい。当初、大阪という地域における民間の自発的な慈善団体の結集が、内務官僚主導による上意下達型の組織に変容したといえる。

こうして救済行政が民間慈善事業の組織化統制化という動きを強める一方で、救済行政において方針転換ともいえる動きが顕在化する。それは、窮民救助費における国庫支出を削減し府県費及び市町村費を増額することである。

窮民救助における国費は明治30年からの10年間ほとんど変化していないが、府県費及び市町村費についてはかなりの増額が見られる¹⁵⁾。つまり明治30年度は国庫救助費（年末現在）173,273円に対して、府県救助費70,604円、市町村救助費75,141円であった。明治39年度は予算額として国庫救助費208,936円、府県救助費145,227円、市町村救助費189,479円になっている。なお、この府県救助費には旅行病人死亡人及び精神病者に要する費用を包含しており窮民救助に要する額はこれより少額である。

この間の地方費及び救助行政の変遷つまり政府から地方団体が窮民救助を行う方向への変化であるが、井上友一は次のように述べている。すなわち、従来の「恤救規則」は窮民救助の事務を地方の自治に放任せず、一切救助の許可は国の行政としてこれを掌る制度であった¹⁶⁾。しかし救貧法提出の議案が一たび止んで以来、政府は全てこれを地方団体の任意事務に委任した。つまり府県または市町村においては教育費なる費目を設けてこれを実施した、と¹⁷⁾。

「恤救規則」に代る救貧法案は幾度か成立が試みられたがすべて不成立であった。つまり明治23年第1帝国議会衆議院における白根専一らによる政府提案、明治30年第10帝国議会衆議院における大竹貫一らによる議員提案の恤救法案及び救貧税法案、そして明治31年内相板垣退助が構想（内務省議）したが議会未提出の窮民法案である¹⁸⁾。さらに明治35年第16帝国議会衆議院における安藤亀太郎らによる議員提案の救貧法案があるが、政府委員である井上自身の批判によって廃案となった。「恤救規則」に代る救貧立法は昭和4年の「救護法」制定を待たねばならなかった。

そして明治41年5月地方局長床次竹二郎によって地方局長通牒「済貧恤救八隣保相扶ノ情誼ニ依リ互ニ協救セシメ国費救助ノ濫救矯正方ノ件」が各府県に出される。これは「恤救規則」の厳格運用を求めたものであった。

この通牒は、「恤救規則」の謳う隣保相扶を再度徹底させ、救貧を先ずは市町村、次いで府県、そして止むを得ない場合、国が行うことを周知徹底させるものであり、その後さらに同年10月、11月と2度の通牒で重ねて実行方を促し、明治42年には国庫支出が激減したと小川政亮は指摘している¹⁹⁾。この通牒は明治38年末国庫救助費支出額が府県によって懸隔があることを

名 和 月之介

示し、それは地方隣佑の情誼に厚薄があることによるものであるから、「恤救規則」の趣旨に照らして隣保相扶の実をあげるよう求めている。そして、この情誼を敷衍すると地方団体が自らその負担に当るのは当然のことであり、市町村が先ず救助を行い、市町村にその資力がない場合始めて府県に及ぼし、事情が止むを得ない場合国庫費より支出してよいという趣旨である。

こうして「恤救規則」による救済人員、救助金は明治41年を契機に激減することとなる。つまり救済人員は明治41年14,155名が明治42年9,080名、明治43年には3,991名と減少している²⁰⁾。国庫支出の救助金は、明治41年193,863円、明治42年62,979円、明治43年37,864円と同様に減少している。

一方、明治41年より内務省は全国における感化救済事業に対して奨励助成金を下付することとした。こうした国庫負担の経費を地方における救済事業の補助奨励に充てることについて井上友一は次のように述べている²¹⁾。

細民の疾病者に施療し不具者精神病者を救護し及老廢幼弱等の者にして独力営生の途に就くこと能はず且他に親戚隣佑の扶助を受くることを得ざるものに限って其救助を国家の負担より移して地方団体の負担と為し斯くして従来国家の負担に属したる経費を活用して有益なる地方経恤事業の補助奨励に充つるは固より不可なる所なし。現に政府は四十一年度の予算に於て始めて国家救助費の一部を割ひて救済事業奨励費二万円を計上し四十二年の紀元節に於て地方の救済事業にして成績顕著なるもの七十有余を選び之に保護金を下付せり。

留意せねばならないのは、「成績顕著なるもの七十有余」とあるように、はじめての奨励助成金の交付は、窪田静太郎の認識するように明治41年における救済事業団体総数が260余であるとすれば²²⁾、約4分の1の団体に対するものでしかなかった。

こうして明治41年より内務省による当該事業への奨励助成が行われる²³⁾。その金額は年々同一ではないが、明治41年度の22,000円、42年度の40,000円となり、44年度には65,722円に達している。内務省の奨励は事業そのものだけでなく、個人で事業に功労がある者には効績状もしくは奨励金を下付して、その効績を表彰している。

なお、池本美和子の分析によると、国は窮民救助には直接的には関与せず奨励指導の側に転じたのである。すなわち、内務省歳出から「恩賜及び救助費」の費目名が明治43年から削除された。それに代って明治41年から内務省本省費目に計上され始めていた「感化救済事業講習及び調査費」が「救済事業奨励費」(明治41年より「恩賜及び救助費」の中で計上されている)と合わせて「感化救済事業奨励諸費」となってゆく²⁴⁾。さらに明治41年から「地方感化院費補助」の費目名によって相当額が拠出されている。

先の明治41年地方局長通牒だけを見ると、窮民救助における単なる国費削減あるいは国家関与撤退と表面上は見られるが、国費削減分は広義の感化救済事業に使用されている。従って、地方団体が実際の救済事業を担うという方向において展開されたのが感化救済事業であったといえる。

感化救済事業と仏教

第2節 感化事業の形成と「感化法」の制定

感化救済事業は、明治41年政府内務省主催の講習会にちなんで、大正中期まで行政用語として使用された社会事業の一形態であり²⁵⁾、この時期すなわち日本帝国主義形成期における公私の救済事業を総称したものである。感化救済事業は、社会事業の直近の前史的段階に位置しており、社会事業形成の歴史的社会的要因を有していることはいうまでもない。

感化事業ないしは感化教育というのは、明治期における慈善救済事業の中で一分野を占めるものではある。しかし児童保護事業や施薬救療事業に比べてその比重は大きくはなかった。内務省調査による明治44年末現在の救済事業団体数を見ると²⁶⁾、団体数488、事業執行箇所数550を数える。その内、最多の事業は育児及び保育事業の150、次いで特殊教育（盲啞、子守、貧児等）の116と、広義の児童保護事業団体である。そして施薬救療事業（72）、感化教育（53）と続く。感化教育の事業数については、「感化法」発布の明治33年より同法改正の明治41年まで県立感化院はわずかに3であったが、同法改正後より同44年までの4年間で39が設立され多くは道府県立である。

にもかかわらず、救済事業と連結して感化救済事業と銘打たれたところに、感化の持つ意義が政府当局によって重視されていたといえることができる。感化とは、『後漢書』に「道義を説きて、以て之を感化す」とあり、よい影響を受けて心が変わることである²⁷⁾。そして、この時期における感化は、主として不良少年あるいは少年犯罪者の矯正ということ で用いられたが、この時期における社会変動を観察すると、感化及び感化事業の持つ意味の重要性が窺われる。

つまり、前述の貧困の広汎化という問題以外にも、貧困問題より関連派生して、その他の社会的問題も噴出したのが明治中期とくに明治27、8年日清戦争以降の社会的状況であった。明治期の慈善事業は孤児救済事業であると生江孝之が指摘したように²⁸⁾、とくに児童保護問題が公私による対応を求めている。すでに江戸時代より、墮胎間引き等の問題が頻発していたが、地域社会の中で民間の善意や藩毎に厚薄をもちながら対症療法的に扱われていたにすぎない。明治期に入っても、孤児を中心に、貧児、棄児、迷児等、そして相変わらず墮胎間引き、子殺しも見られたのである。しかし明治期に入って、こうした問題に対して政府が積極的に対応したということではなく、実際の施設はむしろ民間の仏教あるいはキリスト教等が限定的に慈善事業として対応していたにすぎない。

そして、日清日露戦争を経た社会変動と社会不安の中で、そうした児童保護問題に関連派生して、不良少年と少年犯罪者の問題が顕在化した。こうして感化法案が提出されることとなったが、政府委員（小松原英太郎）はその提出理由について、第一に近來不良少年が増加しているので感化教育を加える場所の必要、第二に懲治処分を受けた幼年犯罪者を不良少年等と共に感化教育を施す設備の必要、そして第三に民法における親権の効果として浪費悪習等のある子弟に対して懲戒場に入る規定があるがその設備がないので感化院を設置して懲戒を施す必要をあげている²⁹⁾。こうして明治33年には、「感化法」が制定され犯罪防止のための不良少年感化を謳った。

不良少年や少年犯罪者を処遇する感化事業は、その歴史的経過をたどると、政府当局によっ

名 和 月之介

て推進されたというよりも、むしろ民間慈善事業の中で事業の萌芽があり成長してきたものといっ
てよい³⁰⁾。

つまり明治13年霊南坂教会牧師の小崎弘道が徴矯院設置を提言し、翌明治14年民間人の坂部
寛らが不良少年感化のための感化院設立について願書を当局に提出している。これは直ちには
受け入れられなかったが、明治17年大阪で池上雪枝が神道祈祷所を設けて不良少年の保護に着
手し、さらに翌明治18年高瀬真卿による東京感化院創設となった。

その後、「感化法」の原案起草者である小河滋次郎による感化思想の研究や、感化事業の必要
を訴え明治32年11月家庭学校を創設した留岡幸助らの実践によっても感化事業の有用性が認
知されることとなった。

「感化法」制定に関与した内務官僚窪田静太郎によると、「感化法」制定に直接的な契機と
なったのは東京養育院における感化事業の試行的実践であったと述べている³¹⁾。

こうして明治33年3月「感化法」が成立した。同法は、満8歳以上16歳未満の幼少年犯罪者
及びその予備軍に対して、行刑処分ではなく地方長官の責任において感化教育を内容とする行
政処分を施すことが主目的であり、いわば対象者に対して教育的処遇を求めるものであった³²⁾。
その方向に沿って、明治40年4月「刑法」改正があり、未成年者の刑法上の責任年齢を14歳以
上とし、その上懲治場も廃止され、14歳未満の少年を「刑法」から「感化法」の所管に移した。
翌明治41年4月「感化法」の一部が改正され、道府県に感化院設立促進を要請し国庫補助を定
めた。それによって感化院の設立が増加した。

明治41年9月の感化救済事業講習会は、こうした感化事業の経緯と「感化法」改正との関連
で開催された。つまり「感化法」改正に当って、感化院長・主事等を対象として感化事業の充
実及び発達を期し、従事者の修養を図るという趣旨であった³³⁾。感化事業は慈善事業の中でそ
れほど比重の大きいものではなかったが日露戦後における社会的諸問題の発生とくに不良少年
及び犯罪少年の多発によって感化ということの意義が認識されたのである。

第3節 日露戦後の戦後経営と感化救済事業の形成

前述の第1節では救済行政の転換とくに窮民救助における国庫負担の削減と地方自治体への
負担強化の方面より、そして第2節では感化事業の発展と「感化法」制定の方面より感化救済
事業の形成を観察してきた。ここ第3節では、日露戦後、同事業の形成と展開が促された歴史
的過程と社会的要因とについて考察すると共に、同事業の具体的現実的な内容について概観す
る。

感化救済事業が提唱された明治41年は、日露戦後のいわゆる戦後経営³⁴⁾が内外共に喧伝され、
また政府当局としても実効性のある政策的対応が求められた時期であった。日露戦争は日本の
勝利で終わったが、明治37、8年の日露戦争における損害は明治27、8年の日清戦争と比較すると
膨大なものであった³⁵⁾。戦死傷者やその遺家族の痛手に加えて、社会経済的にも疲弊と負担を
国民に残した。

軍事救護の見地からは、明治37年日露戦争勃発を契機として同年「下士兵卒家族扶助令」が

感化救済事業と仏教

制定されたが、一時的対応策にとどまった³⁶⁾。下士卒の遺家族に対し国費救護の方途が確定したのは、大正6年「軍事救護法」を待たねばならない。同法の制定を受けて、同年内務省分課規程改正によって地方局に救護課を新設している。また明治39年には「廃病院法」が成立しているが、身体不自由な生活困難者である廃兵を收容し国費で救助するという同法の趣旨は形骸化していた³⁷⁾。

日露戦争によって、日本は帝国主義的世界体制の一環に組み込まれ、世界市場において世界列強との経済競争の渦中に巻き込まれた。明治政府の国策である富国強兵と殖産興業を維持発展させることがいよいよもって、この時期の課題となったのである。にもかかわらず、軍事力を実際に担った傷病兵への軍事救護においても窮民救助と同様、極めて制限救助主義的なものであったといわざるを得ない。

日露戦後の戦後経営には積極財政が求められたが、その財源は主として国民への増税及び内外債への依存によって捻出された³⁸⁾。たとえば明治36年国家予算の約7倍に相当する日露戦費には2回の非常特別税、内債そして外債があてられた。戦費の8割は公債、その半分以上が外債であり、国家財政の対外依存を増した。第1次西園寺公望内閣は累積した国債解消のため非常特別税法の継続実施等を行ったが財政破綻状況に陥り退陣した。その後発足したのが第2次桂太郎内閣（明治41年7月14日 - 44年8月25日）であった。同内閣は「桂デフレ」と呼ばれる内需抑制策を取り、財源の涵養をはかり、増税を控え、内外債の借換・償還を図った。

政府当局者は対症療法的な経済政策をとったが、日露戦争を契機とする増税そして戦後不況はただでさえ脆弱な国民生活に脅威を与えるものであった。そのため、とくに都市部における労働者による労働争議、そして農村部における貧困な小作農を中心に小作争議が頻発した。戦争の終結と講和条約の締結とは、国民を反政府的な騒擾へと駆り立て、労働者のストまたは騒擾は明治38年の戦後から40年にかけてピークをなした³⁹⁾。

第2次桂内閣は、組閣の際、十二の政綱を発表し、その六「内務」の項で次のように社会政策を講じる必要を論じた⁴⁰⁾。

今や経済の変遷の時代に属し、器械工業の発展と競争の激甚とは、貧富の懸隔をして益々甚だからしめ、従て社会の間に乖離反動を促し、輒もすれば安寧を危害せんとするに至るは欧米の歴史に徴して寔に已むを得ざる理数なり。彼の社会主義の如き、今日は尚ほ纖々たる一縷の煙に過ぎずと雖も、若し捨てて顧みず、他日燎原の勢を為すに至ては臍を嚙むも復た及ばざらんとす。故に教育に因り国民の道義を養うは言を待たず、其の産業を助て恒心を維持し、職業を与て浮浪を防ぎ。疾病老孤を救て流離に至らざらしむる等、所謂社会政策を講じて予め禍源を防ぐと同時に、社会主義に係る出版集会等を抑制して其の蔓延を禦ぐべきなり。

一応、貧富の懸隔による社会の乖離反動等の問題に対して社会政策を講ずるとのことであるが、本旨は社会主義防止にある。社会主義運動の取締りに対しては、すでに明治33年制定の「治安警察法」によって基本方針があった。しかし第1次西園寺内閣は表面上寛容な態度で臨むこととした⁴¹⁾。これによって、社会主義者は、政党運動の方向を取り、たとえば明治39年1

名 和 月之介

月堺利彦らは日本社会党の結社届けを出し受理されている。ここに社会主義政党がはじめて公認のもとに成立を見た。第1次西園寺内閣の退陣は、日露戦後における戦後経営の財政的逼迫や増税への反発ということもあったが、社会主義に対する柔軟路線が山県有朋派から攻撃を受けたからでもある。

吉田久一によると、救済事業と関係の深い官僚政治家は大部分が山県有朋系（たとえば平田東助、清浦奎吾、一木喜徳郎等）であり、山県体制下で救済行政が進められている⁴²⁾。日露戦争から明治末までの著名な一連の施策、すなわち感化救済事業講習会（明治41年）、中央慈善協会（明治41年）、改正「感化法」（明治41年）、^{恩賜財団}済世会（明治44年）は、いずれもこれら官僚の指導下に成立した。救済行政だけでなく救済事業に国家権力の一翼として官僚主導の色合いが強く出てきている。

さて、こうした時期に形成された感化救済事業とは具体的に現実的にどのようなものであったのか。この事業の性格的特徴は講習会における内相平田東助（1849 - 1925）の訓示演説に浮き彫りになっている⁴³⁾。

すなわち、基本理念は個人的救済ではなくて、国家の良民育成ということである。つまり感化救済事業とは救済事業の体裁を取りながらも内実には国家にとっての良民育成を志向したものである。とくに救済事業に「感化」と冠した意図が如実に出てくる不良少年の感化事業に関して、「即今の急務たる感化事業についていへば（中略）不良少年は何れも其儘に放任しておくときは犯罪の原子となり世間に害毒を流すもので一日も棄て置くことは出来ぬ⁴⁴⁾」と述べて社会防衛及び治安対策上の位置づけがなされている。そこにも「国家の良民」育成という意図がよく現れている。さらに日清日露両戦争を経て認識されだした軍事力の源泉としての兵力培養については、「一般救済の事業については其の既に飢寒に陥るの後に於て之を救はんよりは其の未だ飢寒に陥る前に於て之を救ふに若かんのである」と述べ、救貧対象というよりも防貧対象としての捉え方が見られる。

それは換言すれば社会政策的な構想ということであり、その具体的な事業として次のようなものを挙げている。すなわち「感化院、労働紹介所、幼児保育所、施療病院、職工の保護事業、貯蓄奨励の事業、産業組合、矯風会、青年会、婦人会、公開講演会、幼児図書館、巡回文庫、児童倶楽部、住居改良の事業、営業品供給の事業等をはじめ、都市農村の改良問題にまで亘りあらゆる方面に其の経営を認められている故に其本意とする所は一時の施与問題にあらず又一部の救恤問題にあらず」としている。

最後に平田は、「地方が自治自営の道に依って社会改良の方法を講ずるのであって（中略）感化救済の事業は其の範囲も極めて広く其の方面も極めて多趣である其の遣り方に依りては国民の精神と活力とに至大の関係を及ぼすことである」と、地方が自治自営により社会改良を行う中で感化救済事業が国民の精神と活力に資するものであるとの期待を表明している。

こうした感化救済事業の具体化は、内務省の諮問を受けて中央慈善協会（明治41年設立）に設置した救済事業委員会の答申である次の「救済事業調査要項⁴⁵⁾」（明治44年10月）に見ることができよう。

感化救済事業と仏教

施薬救療事業ノ発達、児童保護事業ノ整齊、細民保険事業ノ新設並ニ政府ニ於ケル救済事業統一機関ノ設置ヲ以テ、現今我邦ニ於ケル最も緊切ノ事項タルコトヲ認ムルニ一致セリ。且ツ之ニ亜グノ事業トシテハ養老事業、不良少年感化事業、不良少年矯正事業、浮浪者処分事業、出獄人保護事業、業務紹介事業、労働移住者事業、低利質屋事業、貧民住宅改良事業、大学移植事業、精神病者保護事業ノ外教化事業（中略）モ亦均シク我邦ニ於ケル必要ノ事業ナルコトヲ認メタリ。

ここで最も緊切の事項という施薬救療事業は、明治44年2月11日紀元節に発布された「無告ノ窮民」に対して「施薬救療以テ済世ノ道ヲ弘メントス」という「済世勅語」を受けて、皇室より内帑金150万円が下賜され、同年5月30日^{憲賜}_{財団}済世会の設立となって具体化した。これは同年初め大逆事件被告の処刑に伴う社会不安の沈静化を図ったものともいえるが、防貧的な医療保護事業の端緒ともいえるものである。また細民保険は国家規模の社会問題対策として独立自営の精神を損なうことのない今日的な社会保険につながってゆく。

そして従来の貧民救済というだけでなく労働力支援さらには防貧の発想も窺える。つまり浮浪者処分事業、業務紹介事業、労働移住者事業、貧民住宅改良事業は、程度の差はあれ労働保護事業として捉えられよう。また後の経済保護事業において本格化する公益質屋事業に先行して低利質屋事業も見られる。

いずれにしても感化救済事業は国家的社会事業と呼べるものを内包している。中央慈善協会は従来の個人主義的な民間慈善事業を組織化社会化するものであったが、内務省の諮問を受けたその答申は、国家主導の感化救済事業の一環として広汎な労働者大衆をも対象とする防貧的な国家的な社会事業の構想を打ち出したといえる。

講習会自体については、地方局長の床次竹二郎（1866 - 1935）が平田内相の前席として講演した中に、この感化救済事業講習会開催の目的が知られる⁴⁶⁾。それは、第一に「実験談の交換」、第二に「参考図書物品の陳列」、第三に「実施の視察」、第四に「民風改善と宗教家」、第五に「今後における講習員の模範」、最後に、「人の問題と精神の活動」がある。第四に民風改善として宗教家の活動が期待され、また最後に感化救済事業における経営者の人格が求められていることが、この事業講習会が事業の実際面もさることながら精神性を前面に掲げた事業であったことが知られる。

その一方で、日本の社会事業教育にとってモニュメンタルであったとの吉田久一の評価もある⁴⁷⁾。この講習会は、講習日36日、講習科目25科目116時間、臨時講演14回24時間に及ぶものであり、社会事業従事者の教育養成の面で先駆的役割を担った。

この講習会は、大正3年まで東京で毎年1回開催されたが、それ以降は地方の従事者にも便宜を図ることと感化救済事業思想の地方普及を目的として地方講習会に変更し、地方都市で年2回から4回実施され、大正11年通算29回をもって終了した⁴⁸⁾。

第1節に述べたように、講習会が開催された明治41年、窮民救助における国庫支出削減と代替する形で、同年以降全国の感化救済事業に対して内務省より奨励助成金が下付された。同年の地方局長通牒のいう隣保相扶の再編強化に資するものであった。

名 和 月之介

なお隣保相扶については、池田敬正によると、元来地域における生活と労働にもとづく相互扶助であったが、感化救済事業を契機として信用組合あるいは貯蓄共済組合という防貧的組織として旧い社会共同を温存しながら地方自治体中心に再編成されたといえる⁴⁹⁾。信用組合は産業組合法（明治33年制定）にもとづいて各町村で設立され、医療費増嵩に対する地域における相互扶助的な医療利用組合の母胎になる。貯蓄共済組合の多くは信用組合によって設立され、勤儉による貯蓄と共済を目的とする組織であった。救済行政が隣保相扶を強調したことによって、防貧的社会的な装いをもった相互扶助組織の形成を促したということが留意される。

さらに感化救済事業の性格的特徴として、もう一点看過できないのは、この事業を通じた皇室慈恵の宣布である。皇室からの慈恵金下付は明治前半期より行われていたが、急増したのは明治後半期とくに日露戦後である⁵⁰⁾。

実際、明治30年の英照皇太後の死去に伴い、慈恵救済事業のために内帑金40万円が下賜され、これに公私の贖金を併せて府県に慈恵資金が蓄積され、また後には大正4年今上天皇の即位の大典に賑恤資金も下賜された⁵¹⁾。この感化救済事業の展開と軌を一にして、皇室慈恵として、災害や各種事業団体への下賜、各種事業団体への恩賜、各種事業団体・行事への行啓という皇室慈恵が内務省の社会事業に優先して掲げられることとなった⁵²⁾。皇室慈恵事業の典型例は明治44年の<sup>恩賜
財団</sup>済世会であった。

<sup>恩賜
財団</sup>済世会の施薬救療活動も当初は単に「済世勅語」にある「無告ノ窮民」を対象としていたが、実際の活動は窮民あるいは細民救済にとどまらず、中流貧民といわれる階層をも対象にしていたといえる⁵³⁾。個人生活に伴う医療問題に限定されるが、国家的施策の必要性が「済世勅語」発布と<sup>恩賜
財団</sup>済世会設立に顕現したといえることができる。

先引の平田東助内相の訓示演説にあるように感化救済事業は地方の自治自営によって社会改良すなわち地方改良を講じる方策となるものであった。それは明治41年の地方局長通牒の意図である隣保相扶の再編強化と相呼応するものであったことは間違いない。しかし感化救済事業の志向する地方の自治自営並びに地方局長通牒の意図する隣保相扶の再編強化だけでは、そこから漏れる貧窮民が予想されるだけでなく、新たに創出された貧困な賃労働者階層の保護はその埒外となる。

地方の自治自営の名の下に要請される限定的彌縫的な隣保相扶さらには治安警察的な対策だけでは網羅しきれない、国家的社会的な支援を必要とする広汎な賃労働者階層が出現している。従来の地域における隣保相扶ないしは相互扶助を前提とする慈恵政策に代るものとして、より広汎な階層をも対象とした国家規模の社会的施策が要請される。より広汎な階層を救済対象とするには政府自治体を含めたより広汎な財源と何よりも広汎な国民諸階層を統合する原理が必要である。その国民統合の原理が皇室慈恵であった。そして、それを翼賛する有力富裕階層及びそれに連なる諸階層の善意及び慈善が動員されることによって<sup>恩賜
財団</sup>済世会による施薬救療活動が感化救済事業の一環として展開されたのである。

感化救済事業と仏教

第2章 地方改良事業と感化救済事業の展開

第1節 地方改良事業の形成

ここ第2章では、感化救済事業と相前後する形で、やはり内務省を中心に進められた地方改良運動とそれを具体的現実的に展開した地方改良事業（以下、地方改良運動及び事業とを包括した意味で使用する場合「地方改良」とする）との関係を観察することによって、感化救済事業の性格と役割を考察してみたい。池本美和子の指摘を待つまでもなく、日露戦後、救済事業が感化救済事業と地方改良事業という二つの施策によって枠組みが示されたにもかかわらず、社会事業史から地方改良事業への接近はいまだ十分といえない⁵⁴⁾。感化救済事業を地方改良事業との関連で捉えなおすことによって、この救済事業が政治・行政の中でどう位置づけられていたのか、あるいは歴史的にはこの後に社会事業段階を迎えるという歴史的社会的要因がより浮き彫りになるであろう。

そして地方改良の中で地方における有力諸階層の一つとして動員されたのが宗教家である。なぜ、またどのように宗教者が、地方改良とそれに関連し派生する感化救済事業の中で動員され、あるいは参画を要請されるに至ったのか。そこに救済行政と仏教との結合様式というモデルが設定されるのであり、その歴史的社会的現実態への接近を試みたい。

地方改良運動は日露戦後の戦後経営と関係することはいうまでもない。戦後経営の課題は軍備拡張、植民地経営、財政・外債整理、産業基盤の育成、そして国民統合の五つに要約される⁵⁵⁾。戦時の非常特別税の存続問題に加え、都市民衆運動の台頭と戦後の農村疲弊の顕在化という社会的背景の中で、政府は新たな国民統合の方策を模索せざるを得なかった。地方改良運動は部落有林野統一、神社統合等とともに、国民統合の方策として、戦後経営の諸課題実現を政治的イデオロギー的に補完するものであった。

こうした地方改良運動が具体的現実的に展開された地方改良事業と相前後する形で推進されたのが感化救済事業である。その意味で感化救済事業は地方改良事業と関係の派生的な救済事業の形態であった。

前述のように、第2次桂内閣は発足時、社会の乖離反動に対して社会政策を講じるとしたのであり、地方改良がこの社会政策ないしは社会改良に対応したものであることはいうまでもない。しかし具体的現実的に社会改良を進めるには、「社会」という言葉はまだ忌避されていた⁵⁶⁾。さらに明治30年代後半から40年代にかけて内務官僚によって地方及び地方自治ということが重要課題として認識されていた⁵⁷⁾。それによって「社会改良」であるべきはさすがに「地方改良」という言葉が流布したといえる。

この時期、「地方改良」という課題を設定して政府内務省が政策的対応を進めた歴史的社会的要因として、地方に伴う諸問題に具体的施策を講じ地方再編を行うことになしには戦後経営は遂行できないという対象認識を内務官僚がもつに至ったということがある。とくに戦時経済による農村の疲弊と地方政治及び行財政の動揺に対する政策的対応が求められた。この点、『内務省史』は、地方農村の再建を目標とする地方改良事業並びに都市の窮民を主たる対象とする感化救済事業に内務省は注力したとしている⁵⁸⁾。

名 和 月之介

この時期における地方政治の動揺の一因として、地方政治に政党勢力が浸透したことがある⁵⁹⁾。とくに明治33年以来、政友会が伊藤博文総裁の勢力を背景に伸張し、政界の過半勢力を占めるに至った結果、政界が政友対非政友の二派に分れ、これが地方選挙にまで影響した。さらに明治39年に組閣した第1次西園寺公望内閣において政友会の原敬が内相に就任し、政党勢力を内務行政に定着させようと試みたことも混乱の火種となった。

こうした地方における動揺及び混乱に対して地方の有力諸階層あるいは名望家階層を把握することによって地方の安定かつまた肅正を図る必要性が認識されていた。そこに原敬の政友会と山県有朋、桂太郎系の藩閥・専門官僚との間に対立があったと田中和男は分析している⁶⁰⁾。つまり、原は日露戦後の地方的諸利害の噴出に対して地方名望家を政友会への組織化を図ることで解決しようとした。それに対して、地方名望家を行政の系列で把握し地方自治を国家安寧の基礎にしようとしたのが山県及び桂派であった。山県有朋を頂点とする山県系の藩閥及び内務官僚勢力は地方改良事業及び感化救済事業推進を主導した。それは桂太郎・平田東助・一木喜徳郎・井上友一という系列であり、中央及び地方への政友会勢力すなわち原敬勢力の浸透に対して地方改良の名の下に地方再編を挙行し、地方拠点における山県系の官僚勢力の温存に努めたとする。

この点、『内務省史』は原内相の意図として内相の下に地方人事を掌握・統率して内務省の地位を確立することがあったと見ている⁶¹⁾。こうして地方官が内務省の統率下に置かれ、それによって藩閥知事に代って純内務官僚知事という新しい地方人事体制が形成されはじめたとする。

これに関して、『地方自治百年史』は、西園寺内閣における原内相就任といった政党政治による官僚への波及と侵食に際して、政府は文官任用令（大正2年勅令により制定）によって官僚の特権的地位を確保し、また地方官の人事を刷新して、これを内務省の統率下に置いたとする⁶²⁾。それと共に、地方では県議有力者層が政党に所属することによって県政に関与することを認めたが、それは県議有力者層を通じて知事が政党操縦を行うことでもあったと捉えている。

いずれにしても、民意を反映した政党政治の波及は県議レベルにとどまり、藩閥知事に代る内務官僚知事が国の出先機関として地方自治・行政に対する国家の優位を保持すると共に、国家官僚の特権的地位をも温存したといえる。

第1次西園寺内閣における原敬内相の下、明治39年5月地方長官会議には「地方事務二関スル注意参考事項」を内務省より提出し、地方改良運動の一環として、国家神道を町村内部に浸透させることに加えて、日本の財政基盤として町村財政の確立が項目に挙げられている⁶³⁾。その点、政友会系の西園寺公望、原敬と藩閥系ともいべき山県有朋、桂太郎とが夫々の利害をめぐって対立があったとしても、戦後経営における地方行財政の建て直しと地方農村社会の再編は両者共通の政治的経済的課題であったといえよう。

それでは、地方再編を促す地方改良事業とは一体どのようなものであったのかであるが、ここでは主として『内務省史』の要述に依拠して概観してみたい。

感化救済事業と仏教

日露戦後の積極財政によって国民への増税及び内外債への依存が高まり、国家財政だけでなく地方財政をも圧迫した。そのために地方の再生、農村の更正が要請され、内務省地方局を中心とする自治更正運動がすなわち地方改良運動であり、またその具体的な展開が地方改良事業であったといえる⁶⁴⁾。市町村財政再建に関連して、先ず部落有林野の統一問題があった。部落有林野は古くから多年の慣行によって、入会地として薪・馬糧・肥料その他を採るための部落民の生活と密接な関係があった。維新後、農村の土地関係の旧慣維持が困難となり、管理が放漫となり荒廃していた。これを統一して町村の基本財産とし、増嵩する市町村財政の財源として活用し、村民の負担軽減を図るものであった。

こうして明治43年10月内務・農商務両次官連名の通牒をもって公有林野整理開発のために部落有財産の主要部分たる部落有林野を市町村に統一帰属させる旨を地方長官に指令した。これによって部落割拠の観念を除去し、また急激な需要を見た当時における木材資源を確保するという面もあった。要は維新以降行われた町村合併が部落間の和合を欠いていたので町村財産の一体化が求められたのである。

さらに氏神の統一すなわち氏神合併も内務省によって行われている。これは町村民の精神上的の融和統一を図るためで、部落有林野の統一によって財政的基礎を固め、氏神合併によって精神的統一を図ろうとする行政措置であった。内務省は明治39年8月14日神社・宗教両局長の連名をもって全国的神社寺院合併について通達し、神社については無格社18万9千中（氏神その他）神社の体裁が備わらず、神職の常置がなく、祭祀も行わないものについては、なるべく合併させることとした。しかし村民から氏神を奪うという反対が出たので、明治43年4月平田東助内相は神社が世道人心に密接な関係があるので、合併について慎重な調査を命じた。

こうした氏神統一すなわち神社統一は、維新以降強行された自然村から行政村への変換、そして町村合併によって要請されたといえる。つまり、各地方町村は明治初期以降の町村改編、あるいは広汎な町村合併によって、江戸時代以来の伝統的な自然村落が姿を消し、新しい地方自治体制の中で自然村落から行政村へと変容した⁶⁵⁾。こうして約7万を数えた村は明治21、2年市制・町村制施行後は約1万4千に減少した。

なお宮地正人の要述に依拠すると、こうした行政町村創出に即した神社統一整理政策は、先ず神社を利用して共同体意識を作り出すことであった⁶⁶⁾。国家官僚のイメージにあったのはヨーロッパにおける教会と村落との関係であり、村落民の精神的支柱としての教会であった。神社統一すなわち一村一社によって村民の民心統一を図り、行政町村における共同体的関係創出を強行しようとするものであった。それは町村内部により深く国家神道を浸透させる意図をも併せ持っていたとする。

加えるに、日清戦争後、中小農家の没落が著しく、大地主の寄生地主化が一段と進行し、また貨幣経済の浸透が農村の封鎖性を分解し農民生活を一変させた⁶⁷⁾。一方、都市の工業化は農村の青年男女の離村を促し、農村全般に旧体制の分解が見られ、その結果地主層も動揺を来した。こうした地方の変容に政党勢力の浸透が拍車をかけたので、山県有朋によって築かれた府県制による地方体制の土台が崩壊する危険があった。そこに地方の共同体社会を基盤とする農

村更正策として、自治自営を奨励し、町村自治の指標として町村是を設置させたのである。

さらに、すでに報徳社によって江戸時代後期以降実践されていた二宮尊徳（1787 - 1856）の報徳主義・思想^{68）}を自治の理念として再発見し、また導入することによって地方自治の再編を行った。明治30年代以降、日清戦争後の戦後経営期に、こうした内務省地方局による各地方への働きかけ、すなわち地方改良運動が推進されたのである。

神社統一によって、自然村に代る行政村の新たな共同体の精神的統合の原理が与えられたが、報徳主義はそうした町村民統合における実践的原理を付与するものであったといえる。

なお明治38年は二宮尊徳の没後50年に当たり各地で記念会が催された。これを契機として翌明治39年3月当時の地方局長床次竹二郎、府県課長井上友一、市町村課長中川望らが中心となって、半官半民の報徳会が結成された^{69）}。評議員に内務省・農商務省の官僚、政治家のほか、財界人、学者の参加もあった。報徳会（大正元年中央報徳会と改称）は、二宮尊徳の報徳主義によって地方民の道徳的教化を図るものであった。事業として講演会の開催、良書の刊行、善事の奨励（篤農家の表彰）、地方の調査を行い、明治39年4月には機関誌『斯民』を発刊した。報徳会の趣旨は、勤労と協同の精神によって資本主義のもたらす諸問題に対処し、社会改良を図ろうとするものであった。これが、やがて内務省の地方自治の基本思想となった。

報徳主義を喧伝する報徳運動は主として地主層を対象とし、各県の農会または地主会・篤農懇談会等が下部組織となって農村内部に働きかけた。こうした運動は、やがて内務省の地方行政事務に組み入れ、それによって地方人民に対する官治行政の徹底を図った。そのため明治42年5月3日「内務省官制」を改正し、第10条「内務省二專任事務官二人ヲ置キ奏任トス大臣ノ命ヲ掌ケ地方事務ヲ視察ヲ掌ル」と追加し、また予算として地方改良事業奨励諸費4万3千円を計上した。

当時地方局の唱えた地方自治においては、町村の独立自営とそれが国家の基礎であることを強調し、町村自治の推進のために地方名望家及び地主層を軸とする町村の自力更生を求めている^{70）}。すでに明治14年全国的組織として大日本農会の結成があり、また各地に農談会・農会の設置があり、農村自治の支柱となった。さらに町村自治の督励として町村是の設定がある。町村是は町村経済の状態及び地勢地理人情風俗習慣等万般の事項に涉ってその現況を調査し、将来の拠って立つべき基礎を確立するものであると規定される。要するに、これは内務省当局の意を受けた各町村の自治要項であり、この町村是制定の督励は実態調査と共に、これを通じて各町村の自治意識を高揚させたのである。これは従来の官治的地方自治が必ずしも実効を伴わないという反省からきた自治自営の奨励であった。

こうして明治42年7月12日から8月1日まで東京の國學院大學で内務省地方局主催によって、第一回地方改良事業講習会を開催し、地方事務官・属・郡長・町村長・視学等の監督指導に当る者が召集され152名が参加した^{71）}。平田東助内相は、開会式において次のような訓示演説を行っている^{72）}。

国家の基本は地方にある即ち町村にあるといふことになれば完全なる町村は即ち国家の健全なる発達を為す根本である（中略）今日の町村に於ける状況を見ますと財政といひ事業

感化救済事業と仏教

といひ未だ改善の緒に就かざるものゝみが多い(中略)今日の必要は町村の整理改善であるが、其整理改善を促すところの監督指導の任に当る人を作り出すといふことが又第一の急務となる(中略)(地方改良事業は - 筆者)自治事務のこと並に財政の整理は申すまでもなく、其外経済殖産上のことも訓育風化のことも或は勤儉貯蓄の奨励のことも皆網羅するに非ずんば改良の目的を達することは出来ないのであるから其範囲も自から広汎なることは免かれぬ。

つまり地方改良事業の意図が町村における財政及び事業の整理にあり、その任に当たる者の育成がこの講習会の目的であった。この本省の行事にならって各県でも県主催、さらにその管下の郡部においても郡単位または町村主催の地方改良事業講習会が各地方で相次いで催された⁷³⁾。こうして本省の方針を地方の下部にまで浸透することが図られた。

こうした地方改良事業に思想的契機と根拠を与えたものが明治41年10月13日発布された「戊申詔書」である。その当文は「宜ク上下心ヲ一ニシ、忠実業ニ服シ、勤儉産ヲ治メ、惟レ信、惟レ義、醇厚俗ヲ成シ、華ヲ去リ実ニ就キ、荒怠相誡メ、自彊息マザルベシ」とあり、明治37,8年の日露戦争による疲弊と頹廃に対して、国民に精神の作興すなわち精神的喚起を促し、忠実に勤儉に産業に従事することを奨励、あるいは半ば強制するものであった。

大濱徹也によると⁷⁴⁾、明治15年の「軍人勅諭」、明治23年の「教育勅語」、そして明治41年「戊申詔書」と、こうした勅諭、勅語、そして詔書の名の下に、国家政府の意思を地方の有力諸階層が末端の地域住民に浸透を図った。「軍人勅諭」が軍隊で、「教育勅語」が学校で読まれるとき、「戊申詔書」は神社の社殿において説かれるものとして発布された。内務省は鎮守の社で執り行う村の儀式において、村長に「戊申詔書」を読ませ、その意義を説き聞かせ、村落共同体の秩序を保とうとしたという。

第1回地方改良事業講習会開催の前年明治41年9月に開かれたのが、やはり内務省主催の第1回感化救済事業講習会であった。これも省の行政事務として行われ、地方改良事業に先行して明治41年度予算に1万円が計上され、以降大正10年まで地方改良事業講習会と平行して継続している⁷⁵⁾。両者は改良行政として平行し毎回感化救済事業関係者が参加していた。

その点、感化救済事業は単なる救済事業の域を超えて、地方改良事業と相互補完的に帝国主義的国家発展の基礎となる地方再編を図るものであった。

第2節 内務官僚井上友一に見る地方改良と宗教との接点

この時期、明治30年代より40年代において、内務官僚として地方改良及び感化救済事業を指導し推進したのは井上友一(1871 - 1919)であった。彼は内務行政の枢要にあり、また多数の地方自治に関する論著を発表している研究者でもあった⁷⁶⁾。救済事業に関しては『救済制度要義』(明治42年刊行)を著しているが、同書は救貧よりは防貧、防貧よりは風化(教化)と実質的な救済事業よりは精神的な教化を重視している。それは感化救済事業における国家の良民育成という趣旨と合致するものであった。

井上が地方改良及び感化救済事業において、宗教の役割をどのように考えていたのかについて

名 和 月之介

て知ることができれば、そこにおける宗教あるいは仏教の性格と役割も窺い知ることができよう。井上は内務行政の枢要にあり、第1回地方改良事業講習会において「自治訓練の方法⁷⁷⁾」と題して講演している。その中に町村自治と神社との関係について次のように言及した所がある。

日本の国体としては神社が万人の中心であるから、宗教と神社を混同しないようにすることである。宗教の如何を問わず総て参詣するということが宜しい。そういう神社であるから、唯置いておくのは残念である。日本だけで11万からの神社があり、もしも神官の人達によく働いて貰うと、その効果は非常なものである。神を敬する真心より自然に人々が村に対して至誠の心を發揮して貰いたい。

ここでは地域住民の敬神の念培養における神官の役割が期待されており、それによって住民の地域に対する至誠の心さらには町村自治振興の精神が要望されている。地方改良においては神社整理も課題の一つであったが、それと平行して神官の養成事業が行われた。すなわち明治42年5月内相より皇典講究所に神職養成事業の委託命令があった⁷⁸⁾。

井上は、同じく「自治訓練の方法」において、本願寺や真宗僧侶のことにも言及している。すなわち「本願寺などで布教師の人々が個人一家の心得と共に村に対し町に対する心得をも能く説き聞かして貰いたい⁷⁹⁾」と述べると共に、山口県久米村の真宗僧侶の地方改良の事例⁸⁰⁾を挙げている。

これとは別に、明治40年6月報徳会が地方事務官及び郡長を東京盲啞学校に招待した講演会において、井上が地方改良及び農村改良において宗教と宗教家の役割の必要不可欠であることを真宗僧侶の事例を引用して述べていたことが注目される⁸¹⁾。内務官僚井上の考える地方改良における宗教の役割さらには真宗及び真宗僧侶の有用性が知られるので次に摘記してみよう。

教育家も宗教家も皆一緒に成って農村の改良に尽力して貰いたい。安城農林学校長山崎延吉の話であるが、農村改良には四つの型がある。すなわち、第一は塔型であり、これは理事者一人で熱心に尽力する場合である。しかしこれは一本立ちだから危ない。そこで教育従事者に助けてもらって二本棒になり、これが第二の梯子型になる。これで大分根がしっかりしてくる。第三に必要なのは資産家であり農村でいえば大地主である。大地主が加わると足が三つになり、名づけてピラミッド式となる。鼎の足が三つあって不動の如くしっかりする。第四は、これに宗教家が増えると四本柱を立てたのと同じで名づけて櫛型という。こうして四者の勢力が合体すると農村の復興もさほど難事ではなからう。

ここで井上は農村改良における宗教家の事例として次のように良村で有名な広島県加茂郡広村の西本願寺末寺住職である大津順道を紹介している。

寺の広い本堂で農作物の品評会をしたり、あるいは農談会を開催する。そして住職に帰依している役場の小使の一人が呉に供給する野菜の早作りをするが、村の温度、風の方向を調べる必要が起った。この小使が毎日12時の温度と風位を自ら計って一日も欠かさず記入した15ヵ年の統計を持っており、便利を得たという。宗教家が尽力して呉れると、それ位感化があるのだから、是非農村の改良には宗教家の助勢を求めたい。

感化救済事業と仏教

井上は内務行政及び救済行政の枢要にある者として、地方再編を遂行する地方改良の中で宗教及び宗教家、なかんずく仏教教団と寺院僧侶の地方人心への影響力を認めざるをえなかったといえる。实际的に地方人心に接し感化を及ぼせるのは地方在住の寺院僧侶であった。

井上による大津住職の紹介であるが注目されるのは次の箇所である。すなわち、「此和尚は常に王法論を唱へて、仏法で極楽往生といふが元は王法である。即ち国法が本である、王法は何かといへば県庁や郡役所から御示しになる農事の改良が其である。之をよく守つてこそ仏法の趣意に適ふのであるといふ説法をするさうですが、非常に感化力が多い」と。

ここでいう王法とは、真宗の教説である真俗二諦における俗諦としての国家の法制ということである。この教説は、明治以降、真宗教団が国家に奉仕奉公する理論的根拠を与えた時代教学である。真俗二諦とは、真諦すなわち信心正因・称名報恩という信仰の内実を求めると共に、俗諦すなわち世俗生活において人道の履行及び王法である国家法制への遵守を求めたものといえる。従って、王法とはいっても、それだけを単に尊重するということではなくて、あくまでも信心を獲得し、その相状として称名報恩という行為に出たものである。こうした王法を優先する、いわば王法為本だけを強調することは本来の宗教的営為からは出てこない曲解であるといわざるを得ない。

井上の仏法及び王法の捉え方は、要するに民間の仏教を国家政府の意図とそれを遂行する国策・政策に奉仕奉公させるような仏教思想の恣意的な抽出と利用であったといえる。

第3節 慈善事業家留岡幸助に見る地方改良と宗教との接点

明治30年代から大正期にかけて内務省地方局の嘱託にあったのが、慈善事業の実践家及び理論家として知られる留岡幸助（1864 - 1934）であった。

留岡はキリスト教教諭師として監獄事業に携わってきた経験もあり、感化事業の実践に意欲的となった。その結果、明治32年巢鴨家庭学校を創設し、さらに大正3年には北海道家庭学校を創設している。留岡は実践家として活躍しただけでなく龐大な論著を残している⁸²⁾。たとえば『慈善問題』（明治31年刊）においては施与救恤的な慈善から脱して職業と教育を志向した慈善事業について提言している。

留岡幸助と内務官僚井上友一とが相識するのは明治32年5月頃であるが、それは同月留岡が警察監獄学校教授に就任した時期であった⁸³⁾。明治33年8月には内務省地方局事務取扱嘱託となり、次いで同年9月には内務官僚らと共に貧民研究会を組織し、救済行政に関与することとなった。さらに明治30年代後半に至って、内務省嘱託として救済行政と民間慈善事業との間に立って、監獄事業、感化事業及び地方改良という課題に取り組んだ。留岡はまた明治39年3月の報徳会結成と二宮尊徳の報徳思想普及に中心的役割を果たした。この時期の救済行政の代表的指導者が井上友一であるとすれば、それに対する民間慈善事業の代表者が留岡であった。

留岡の数多い論著の中で、感化救済事業講習会が開かれた明治41年9月から10月にかけて、留岡自身が主宰した雑誌『人道』誌上に「市町村自治の四角同盟⁸⁴⁾」と題して市町村自治の方策と宗教との関係が次のように述べられている。

名 和 月之介

日露戦争で最もよく働いたのは多くは農村の兵隊であり、各種の方面から農村を強化することを社会国家のために真面目に考えるべきである。大きい都会ほど腐敗を極め模範村に占領され、それで模範村という言葉がはやる。その模範村の由来は、多年日本の模範町村を調べているが、四角同盟によって成立している。一角に村長があり、なお一角には学校長がある。それから他の一角に宗教家がある。それから今一つの角に篤志者がある。日本ではそれほど模範村はないが、模範村は大抵村長と小学校長の二角同盟であり、それに宗教家そして篤志家を加えた四角同盟が必要である。宗教家及び篤志家の参加が見られないが、ただ一ヶ所宗教家の参加があるのは広島県加茂郡広村である。ここでは模範村として村長、校長、そして宗教家である真宗僧侶（大津順道）が町村に尽している。この真宗僧侶は説法の序でに教育、衛生、納税のことをよく話す。欧米各国では篤志者によって市町村が発達している。彼等は至誠をもってその市町村を思い、加えて公共、共同の二精神が発達しているので自治民政がよく行われる。日本における四角同盟の中心的精神は至誠である。この至誠を中心としてその右に公共心、左に共同心が求められる。至誠をもって国家を思い、国民を思い、己の市町村を思うことがなければ真正の同盟はできない。また公共心が発達しないで自治を全うした所はない。公共心は大には社会国家、小には市、また自己の住んでいる町村のために一個の私を捨てて尽すという心である。それから共同心が発達しなければ市町村の事業、たとえば報徳社、信用組合、同業組合のようなものは成立しない。ましてや模範となる市町村を形づくることはできない。ところで模範市町村を経営する上で、政党の軋轢、相場や賭博の盛んな投機心の強い所、そして女色に耽る所は害になる。これを克服しなければ真正な良市町村は発達しない。細かく市町村事業を研究すると、近來の青年及び老人の問題がある。欧米の青年会の発達は老人が天下枢要の場所を塞いでいるので、その反動として青年が奮発して青年会を組織した。従って彼等青年は社会的道徳的に盛んな活動をしている。それに対して日本の青年は情けない次第である。1万2,3千の日本の市町村が皆良市町村ということになれば国家の繁栄はない。あるいは教育、衛生事業、その他農業、宗教及び道徳が盛んに行われ、さらに公共心がよく発達し、国民の義務である納税が滞りなく行われないと、国家の健全な発達はない。

ここでは、留岡は市町村自治を振興させる具体的現実的担い手として、村であれば村長、小学校長、宗教家及び篤志者を想定している。その四者を同盟として結びつける契機となるのが至誠であり、それを公共心と共同心が補強する。至誠については、第3章第2節でも触れるように西本願寺の赤松連城も感化事業における行動原理であり実践規範と見なしていた。ちなみに井上哲次郎は、二宮尊徳に見られる至誠をもって二宮が功利主義者ではなく、むしろ動機を重んずる人であったと評価しており⁸⁵⁾、至誠は町村自治振興の主体的契機となるものであった。

共同心は至誠が横ざまに発露して、地域、社会における報徳社、信用組合、同業組合のような共同事業形成の契機となる。そして公共心という概念の導入が注目される。とかく自己の営為や行動は関係する狭い空間と場所に限定されてしまうが、町村、市、そして社会国家と、縦

感化救済事業と仏教

方向に視野と行動が拡大される契機となるものと見なされている。

こうした中、内務省によって行われた地方改良講習会と感化救済事業講習会は、国家政府の意図を地方自治体である市及び町村に伝達すると共に、その過程で国家政府の地方自治体に対する指導及び統制が図られる方策の一つであった。

大島美津子によれば⁸⁶⁾、地方改良運動とは、官僚的統一の強化拡大を摩擦なく行うために町村自治の「自発的」な協力を汲み取る運動である。そのため、地方改良事業奨励費が予算に計上され、また専任の地方事務視察事務官が内務省に置かれた（明治42年5月、内務省官制中改正）。そしてこの運動は、表彰、模範例の蒐集、そして地方改良事業講習会という三つの形態で具体的現実的に進められたという。

国家政府の意図は町村に上意下達として伝えられるがそれに実効性を伴うかが問題となる。そこで大島のいう町村自治の「自発的」な協力を汲み取る仕組みづくりに内務省は腐心せねばならなかった。そこで、留岡らが提言したように、国家政府と町村の末端とをつなぐ接点あるいは媒介として地域の有力者層が重視されたのである。

日露戦後の戦後経営における増税や軍事力増強に対して、国民一般の抵抗と反発はすでに都市における労働運動や農村における小作争議となって現れていた。末端の町村民の「自発的」な国家への協力が困難であるとしても、少なくとも彼等の抵抗と反発を軽減緩和できるような地域社会における存在が有力諸階層であった。つまり町村長、小学校長、篤志者であり、また宗教家であったのである。

第3章 感化救済事業と仏教

第1節 慈善事業及び監獄教誨事業における仏教の有用性

それでは地方改良に関連派生する感化救済事業と宗教との接点はどこに求められるのであろうか。もとより仏教教団は明治維新以降の課題として外教（＝キリスト教）排除・自宗（＝仏教）擁護ということがあり、明治期を通して自らの存続を明治政府の宗教政策の中に求めてきたといつてよい。

とくに明治27, 8年の日清戦争を契機として、仏教教団による軍事援護事業を推進し、主として後方支援という形で従軍布教、軍隊慰問、傷病者・遺家族の援護等の事業を展開した⁸⁷⁾。それは、児童保護事業や窮民救助といった慈善事業と対比すれば、必ずしも仏教慈善事業と呼称できるものではなかったかもしれない。しかし、国策を援護するという限定性はあったが、国家社会によって仏教の有用性を認知されるという維新以降の課題に対応したといえる。

感化救済事業において救済行政は宗教あるいは仏教のどこに有用性を認知したのであろうか。

第1章第3節で述べたが、明治41年9月1日の感化救済事業講習会開会式における地方局長床次竹二郎の講演において感化救済事業における宗教家の参画が求められている。すなわち「民風改善と宗教家」として、同事業における宗教家の精神的教化が期待されている。

さらに講習会の中で、宗教局長斯波淳六郎が「宗教と感化事業との関係⁸⁸⁾」と題して講演し

名 和 月之介

ているが、それは先の床次地方局長のいう「民風改善と宗教家」という趣旨を敷衍するものである。すなわち、宗教団体の感化救済事業への参画を期待し、宗教者と現業者との協同によって事業推進が図られることを求めている。斯波は繰り返し感化救済事業における宗教家と宗教以外の現業者とが十分連絡を取り合って事業の発展を図ること期待し次のように述べている。

宗教家は精神上の感化に従事し、宗教家以外の篤志者は物質的な設備経営であり、両者が一緒になって連絡を取り、この事業に当るとする。なぜこれを強調するかというと、従来両者の連絡がほとんどないからである。監獄教誨における東西両本願寺のように、宗教家は現場に出向いて布教伝道ひいては感化に当るべきである。この点、宗教当局には教師僧侶が外部に打って出る方針をとるよう要望する。宗教以外の篤志者もそれに協力すべきであり、県や公共団体の当局には事業に関する会合等に宗教家を出席させる場所と機会を与えるよう求めるものである。

これによって、感化救済事業における宗教者の参画は、監獄教誨における東西両本願寺参画の有用性が認知されて要請されたことが知られる。仏教の参画と現業者との協力によって物心両面の実効ある事業展開を期待しているのである。それは救済行政と仏教慈善事業との結合を促し、さらには現業者との事業結合を形成する契機となるものであった。

なお監獄教誨事業について概観すると、国家政府が明治初期より仏教に期待し委託してきた慈善事業であった。つまり明治5年仰明寺対岳が東本願寺法主に犯罪人教誨を建言しことがこの事業への仏教参画の端緒となり、主として真宗の教説、皇恩宣布及び勸善懲惡を内容として教誨が行われた⁸⁹⁾。この事業に関連した免囚保護事業（後の更生保護事業）においても、明治22年島地黙雷を中心とする西本願寺の有志が東京出獄人保護会を設立し、同年同じく西本願寺の赤松連城を中心として京都にも免囚保護会を設立した⁹⁰⁾。明治30年英照皇太後の逝去によって減刑令が出され、巢鴨監獄より多数の囚徒が釈放された⁹¹⁾。その際、東本願寺浅草別院の大草慧実は免囚保護所を設立している。

明治30年代前半には東京巢鴨の監獄教誨師事件が起り、国会において議論されるほど社会の耳目を集めた。事件の内容は吉田久一の「巢鴨監獄教誨師事件⁹²⁾」に詳しいが、要は巢鴨監獄の典獄（監獄長）である有馬四郎助が東本願寺の教誨師3名を罷免し、それに代えてキリスト教教誨師である留岡幸助を後任に充てたことに端を発するものであった。結局、有馬も留岡も辞任し仏教教誨師が再任された。いわば監獄教誨事業をめぐるキリスト教と仏教との対立という様相を帯びたのである。

こうした慈善事業参入を求めての宗教同士の競合は自らの存続をかけて国家政府に有用性を容認されるかどうかということが背景にあった。仏教慈善事業に一分野を占める監獄教誨において地歩を確立した仏教の意欲と実践によって、救済行政は感化救済事業における仏教の有用性をも期待したといえる。

第2節 感化救済事業と西本願寺教団

ここでは、感化救済事業との関係における仏教教団としての西本願寺の動向を観察すること

感化救済事業と仏教

によって、具体的現実的な仏教と感化救済事業との結合様式について考察してみたい。

感化救済事業における仏教の有用性を予期していた内務省は西本願寺に講習会への参加を促している。西本願寺の機関誌『教海一瀾』は、明治41年8月14日に講習員選出の要請があったと報じている⁹³⁾。これによって西本願寺は内国布教総監部が講習員10名を選定し出席させることとした。講習会には各府県選出の講習員も召集されているが各府県に選定される有志僧侶も少なくないとしている。

さらに内務省の依頼によって西本願寺から耆宿赤松連城（1841 - 1919）が講習会に臨時講話のため出張した。講習会の講師に仏教僧侶が加わったことは留意されねばならない。第1回講習会の講師を見ると⁹⁴⁾、多くは内務省、司法省、文部省等の官僚並びに学者であり、宗教教団所属の講師は赤松連城だけである。赤松は「感化救済と至誠」と題して講演している⁹⁵⁾。本題に据えられた至誠は、先引の留岡幸助による「市町村自治の四角同盟」においても地方自治の核心となる思想と見なされていた。赤松による講演の概要は次の通りである。

宗教は広義で感化救済であり、狭義で感化事業は不良少年を善良にし正しくすることであり、救済事業は救貧、防貧のことである。感化救済は日本においては宗教家の従事すべき当然の職分であった。たとえば聖徳太子による四天王寺の四箇院において、敬田院は今の感化、悲田院は今の救済を司っていた。施薬、療病の二院については、前者は貧困者並びに悪疾者に薬を施し、後者はこれを収容してその疾病を療治した。以降、感化、救済において古来より宗教家の尽力がある。しかし今日の宗教家には少ない。ようやく民政が整備され、多くは公的に行われるようになり、宗教家の役割が後退した。従って、今日この分野における宗教家の参画と発展を期待するものである。宗教家として述べると、感化は字義から、感は感動、化は変化であり、感じさせて変化させることである。中庸には「唯天下至誠為能化」とあり、孟子には「至誠而不動者未有之也」とある。この至誠が感化事業の中で一番大事な所である。至誠の実例として吉田松陰のことがある。松陰は刑場の霧と消えたが門人の中からついに維新の大業を翼賛するものが現れた。先に感化があって、その後に救済というべきである。救済は愛が本であり、これは仏教でもキリスト教でも儒教でも同じである。そこで救済事業は最高の任務とされる。近年電気が流行しているが、この電気の力を利用するように、人間と人間以上の力とが結びつかないと真の働きはない。仏教では仏、キリスト教では神、儒教では天である。こうして神と人、天と人、そして仏と衆生とを結びつけるのが宗教家の本分である。そうして衆生済度に身を捧げねばならない。この衆生済度が広い意味の救済である。救済といえば、慈善心が本であり、慈善心が仁となり愛となる。水面は平等であるが、その底には山あり谷ありと差別がある。大きい愛が本になって差別の愛を生じ、これによって身を捧げる所に救済事業の根本がある。

以上が講演の概要であるが、人間と人間以上の力とを結びつけるのが宗教家の本分であるとする限りでは宗教の位置づけは不当とはいえない。しかし宗教は広義で感化救済であると規定した所に、感化救済事業という外在的な要請に仏教精神を適合ないしは同化させたと受け取られる。本来、救済とは自らの信仰あるいは信心に伴う宗教的営為の所産ともいうべきものであ

名 和 月之介

る。この講演はあるべき宗教的営為を棚上げにして国家政府の要請に対応するものであった。

ここで、『教海一瀾』における論説をさらに見てゆくと、講習会が始まってから「感化及救済事業講習会の状況」という論説が掲げられている⁹⁶⁾。これは感化救済事業自体の性格的特徴とそこにおける仏教教団の性格と役割を浮き彫りにしている。それは概略次の通りである。

社会事業において欧米諸国は日本に比べて先行指導する立場にある。しかし社会改善事業の発達是一面社会腐敗が極った結果であり、日本はまだそれほどの腐敗には至っていない。それどころか日本は皇室あるいは高僧の有徳者によって諸種の救済及び感化事業が経営され、とくに皇室がこれらの事業に意を用いることは大衆庶民が感服する所である。今回内務省がこうした事業を主催したのも、古来日本の国風の発露であり、とくに皇室慈恵の盛意を拝戴するものである。さらに範例を外国に求め、方法を科学的に研究し、人材を養成しようとするのが本講習会の意図する所である。感化事業は不良少年の訓育、授産等に関し、救済事業は救貧及び防貧について講究する。それによって、社会の欠陥を補償し、人類共済の美をなすことを期す。消極的には社会の危険となる素因を杜絶し、積極的には世の中の不幸の民をなくす。仏教的にこれを行うことは菩薩布施の行であり、これを学ぶのは仏の大悲心を学ぶことである。

この論説を分析すると、社会事業の発達を社会腐敗が極った結果と見る所に、現前する諸問題に伴う社会的性格の把握が欠けている。社会事業が要請されたのは、富国強兵、殖産興業という国策が推進される中で進展した日本資本主義の構造的所産である労働問題とそれに関係派生する諸問題があったからである。社会腐敗という現象はむしろ社会構造の欠陥や国の政策の不備によって招来されたと見るべきである。

この論説では感化救済事業を皇室慈恵の盛意を拝戴するものと捉えており、仏教としてこの事業を行うことは一応菩薩布施の行であり仏の大悲心を学ぶことであるとする。その本意は仏教の思想と実践の援用によって皇室慈恵の翼賛を図るものであったといわざるをえない。

さらに、この論説で注目されることは、講習会参加者の種別について述べた所である。すなわち、事務官（沖縄）1、事務官補（福井）1、府県庁属官44、台湾総督府教官1、同上属1、公吏16、監獄職員15（内女1）、警察官吏10、学校教員30（内女2）、感化事業者127（内女6）、篤志者89（内神職11）、僧侶62、牧師2、救世軍士官2、その他12（内女2）とある。

この点、『中外日報』（明治41年9月4日第2526号）は、この講習会について概略次のように報じている⁹⁷⁾。すなわち、開会の辞（床波地方局長）、訓示（平田内務大臣）、学科に関する注意（井上内務参事官）、来会者大体の紹介及び本会事業について（中川内務書記官）の講習である。これで終り各自参考資料の配布を受けた。来会受講生総数353人で大別すれば各府県道庁管理63人、町村の公吏16人、学校教員33人、教誨師12人、僧侶69人、耶蘇教師2人、感化事業直接当路者120人、その他篤志者である、同日講習会員中婦人9人の出席を見たが何となく一種の異彩を放っており、各宗派管長推薦は1名に限られているが東西本願寺よりは特別認可を経て各10名の聴講生が出席した、と。

『教海一瀾』と『中外日報』とを照合すると、現業の感化事業者と篤志者の数が多いことが

感化救済事業と仏教

知られるが、次いで行政官吏、僧侶、教員となる。この講習会が、各地域の有力諸階層を対象としたものであり、まさに官民を動員しての事業推進ということが窺える。東西本願寺は監獄教誨事業における貢献が認められてか、仏教各宗派と比べても多くの出席があった。

『教海一瀾』が、この点「此中感化事業者は大抵仏耶両教徒にして、宗教的關係者なき者殆ど稀なるは当然といふべし、故に本会は亦一種の宗教者の会合たるの觀あり(下線部 - 引用者)又此中宗派選出のものは39人、内神道10人、仏教29人、此は宗教局所管、他は全部地方庁の選出に係り地方局の所管なり」と述べているのが留意される。

講習会は明治41年9月1日開会し同年10月7日閉会した。この講習会を総括する形で、藤谷顕英の「内務省感化救済事業講習会に就て」(明治41年10月17日『教海一瀾』第437号)という論説が載せられている。それは概略次の通りである。

社会における貧富の懸隔によって生ずる所の虚無党、社会党が台頭する防止策を講ずべき時世にあるとの時代認識を示す。講習会はこの方面に関する人物がその知識を得ることに他ならず、これらの事業が決して等閑視できないことを政府が自覚したことを示す。来会者が内務省予定の250名を超えて353名に達したことは社会の切迫さを示すものである。

仏教徒として得益は少なくなかった。床次竹二郎地方局長の開会の辞にもあるように、宗教家の出席が多く、講習員の3分の1以上を占めた。そもそも感化救済等の慈善事業は宗教家が中心となって社会のために尽すものであるが、その他の諸氏は宗教家を助け発達させることに十分の考慮をされたいと、従来宗教を疎外した政府者の口より出たのは時世の推移といえる。この宗教家とは、神道家、キリスト教家の少数を除く外は悉く仏教僧侶である。感化救済事業は一個人の憐憫で満足すべきではなく、有害な人物を化し国家の用に立てるとするのが目的である。政治家は国家政策としてこれを見、社会改良家は社会政策とし、教育家は教育政策とし、布教は布教政策としてこれを見ることに何の非があろうか。布教家は仏の大悲を伝えるのが究極の目的であり、無上至極の大慈善である。この意味で世の感化救済事業という慈善事業を布教政策とするのも不都合ではない。

この論説では、従来の国家政府による国家神道中心政策の中で、宗教すなわち仏教を疎外してきた政府から感化救済事業において宗教を中心としてこの事業の発達を期待したことに言及していることが注目される。維新以降、国家社会による有用性の容認を求めていた仏教にとって、この事業を有用性発揮の好機と捉えていたことは想像に難くない。

その点、感化救済事業講習会の直後、明治41年10月13日の「戊申詔書」発布は仏教教団としての有用性発揮にその場を提供したものと見える。「戊申詔書」の趣旨は国民道徳の振興であり、また精神作興であるが、そうした精神面道徳面の営為においてこそ仏教教団として自らの存在意義を主張しうるのであった。教団機関誌『教海一瀾』の論説を分析検討することによって、「戊申詔書」を西本願寺教団はどのように受けとり対応したのかについて見てみたい。明治41年10月17日同誌第437号において社説「拝大詔」は概略次のように述べている。

現今の社会における腐敗と放縦遊惰の風潮によって節制が失われ、拝金主義に陥っている。社会不健全の症候として、宗教には淫祠邪教の跋扈、文芸には自然主義の淫靡、思想には

名 和 月之介

危険な社会主義流行の浸潤があり、柔弱無教育の壮年、殺人放火姦淫が起り、帝国の基礎が危ぶまれる。軍人勅諭、教育勅諭そしてこの詔書によって日本国家の地位を列強に伍すということであり、忠実勤儉の美風を養うことができる。社会上下の風潮はどうあれ、宗徒は聖旨を奉じて奮闘努力する場合は日常到る所にあり、国運交流に益することであれば、それは報謝仏恩の営みである。

要するに、この社説は社会主義の台頭に対する防遏あるいは弊風悪俗に対して仏教の役割を闡明し、国威発揚、国民精神引き締めには仏教が協力する姿勢を明確にしたものであった。

さらに同上誌には「御勅諭」が発せられ、教団宗主の名の下に、「戊申詔書」の意を体する旨が述べられている。

こうして西本願教団は、感化救済事業の実際面より、むしろ「戊申詔書」の意を体する布教伝道面で感化救済事業を思想的に支援協力する体制を敷いた。すなわち、明治41年10月31日『教海一瀾』第439号には論説「俗諦義を論じて布教当路者の反省を求む(三)」に早くもその影響が見られる。その概要を次に見てみたい。

布教当路者は常に真諦を説くと共に、俗諦道德上の常識を普及しなければならず、社会国家の組織、現状、及び随時起る欠陥、弊風等に応じて、それぞれの指導を所在地の信徒に授けなければならない。たとえば資本家と労働者の衝突、貧富の懸隔の増加等から、漸次社会主義的諸潮流や、泰西思潮の混入による忠孝思想の変化、あるいは日本の国体の保存に危害を加えようとする者も往々にして見聞することがある。今回、下賜された勤儉力行の大詔は、極力その実行について翼賛する責務は明かに真宗の負担する所である。浮華柔弱虚栄を事とする現今の弊風を矯正し、勤儉力行して国本を培い、不安な思想を刈り除き、国体を永遠に完全無欠にすることに尽瘁するのは、真宗信徒の本分であり、布教当路者は深くこれに意を用いて歩調を合わせて奮励すべきである。ついては、布教当路者は十分注意して常に社会の現状を洞察しなければならない、また布教幹部は各種講習会を開き、各種刊行物を発し、種々の方法の下に、相当の資財を吝むことなく、社会的知識を布教者に充実させることに尽すべきである。二諦を標榜する真宗の宗運が大発展する好機が近づいており、国家社会が宗派に依頼し来る所以は、宗勢の拡張される所以であり、大悲伝普化の最良時節である。

これは「勤儉力行」を内容とする「戊申詔書」に教団をあげて対応することを宣布したものであった。これを受けて、明治41年11月14日『教海一瀾』第441号には「二府四十余県の臨時布教」として、教団において重きをなす甲種臨時布教を二府四十余県で行う計画であり、詔書の聖旨を宗徒全般に演達し、その実行に遺憾のないように期待する旨述べている。維新以降、事毎に各宗派に率先して勤皇奉公の誠を尽し、殊に前後三回の外征に際して全力を傾注して王事に尽している。ここに一大計画の臨時布教を開催して、詔書の意を弘布することは最も必須で、宗派の面目であるとする。

明治41年11月21日『教海一瀾』第442号には「戊申詔書」の趣意徹底とその実行を求めた甲種臨時布教という大伝道の際、真俗二諦についての施本『二諦の花』という小冊子を25万部印

感化救済事業と仏教

刷し送付したとしている。そして明治41年11月28日『教海一瀾』第443号は、同月21日より開始された一大布教活動が同月28日終結したと報じている。

こうして西本願寺は宗門をあげて、「勤儉力行」という「戊申詔書」の趣意を全国の信徒に普及伝達するために、詔書発布後程なくして全国規模の一大布教活動を展開したのである。しかし、その内実は真俗二諦の俗諦義を拡大敷衍して、主として天皇と国家政府に勤皇奉公する旨を布教活動の中で普及伝達することが目的であった。具体的には、社会主義思想流布の阻止、労使階級対立の緩和軽減、そして天皇を戴く国体の護持ということであった。感化救済事業を支える中枢の精神である「戊申詔書」の普及伝達ということをもって、国家社会に有用性を容認される布教伝道であったといえる。しかし具体的現実的な救済事業の運営はどうであったのか。

実は、すでに明治34年教団は大日本仏教慈善会財団を設立している⁹⁸⁾。それは仏教の本旨にもとづき慈善の行為を振興し社会の福祉を増進することを目的とした。次いで貧者施療、孤児貧児の養育その他の事業が列挙されているが、キリスト教慈善事業の模倣であるとか、あるいは目ばしい施設が見られず募財に奔走しているとの批判があった⁹⁹⁾。さらに同様の批判が、感化救済事業が提唱された時期にも行われた。つまり明治41年9月8日『中外日報』第2529号の言論「慈善財団と感化事業」には、同財団が寄付金の予定募集額300万円に対して、すでに100万円以上という巨額の募財をしているにもかかわらず、実際の事業は京都に日露戦争で没した軍人の遺孤児を収養する財団直接の事業があるだけであると指摘された。さらに、一個の国立感化院の費用は約5,6万円であり、すでに100万円の寄付金のある同財団にとって感化院創立は恰好の機会ではないかと叱咤され、また巨額の募財が疑問視されている。

同財団も、大正4年には従軍派遣、養育院、看護婦養成所、広島育児院、同修養院、同保護院の事業があり、その他補助事業が数十件に達している¹⁰⁰⁾。しかし明治40年代初頭においては、内務省が仏教の感化救済事業参画を期待した前例となる監獄教誨事業のような、実質を伴う事業展開はまだ見るべきものがなかったといえる。

第3節 中央慈善協会と仏教による感化救済事業団体結成の動向

明治41年の感化救済事業講習会の成果として、10月7日講習会最終日に中央慈善協会を結成したことがある。それは今日の全国社会福祉協議会につながる歴史的系譜をもち、またそれまで散発的恣意的に行われていた民間慈善事業が組織化社会化を図られたことは画期的なことであった。社会事業の形成はこうした慈善事業の組織化社会化が契機となるからである。しかし中央慈善協会は救済行政を翼賛する民間慈善事業の統制化という側面も併せもったのである。そこに民間福祉としての自発性、主体性というものを喪失する方向も見えてくる。

中央慈善協会は、その「趣意書¹⁰¹⁾」に「一内外国に於ける慈善救済事業の方法状況及其得失を調査報告すること、一慈善団体の統一整善を期し団体相互の連絡を図ること、一慈恵救済事業を指導奨励し之に関する行政を翼賛すること」とあり、初代会長に財界の指導的地位にあると共に東京市養育院院長である渋沢栄一を据え、それを内務官僚が補佐する形となっている。

名 和 月之介

一応財団法人として全国の民間慈善事業を組織化するものであったが、民間慈善事業における内務省の指導統制機関ではあった。

仏教においても、この中央慈善協会に先行して、講習会開催中に仏教関係者による統一機関設置の動きがあった。先引の藤谷顕英「内務省感化救済事業講習会に就て」には次のようにある。すなわち、「講習会中、仏教徒懇話会が組織され、目的は中央慈善協会に対する方針や今後の連絡について統一機関設置の準備にある。東京在住の諸大家に一任し、その指揮に服従すべきことを誓って懇嘱すると決め、10月6日浅草本願寺において200名の大家名士を招待し、来賓の片山国嘉博士が仏教徒の希望を充たすべき旨を通達されたのは懇話会を飾る快挙であった。講習員中本願寺派の僧侶は40名に達し、来賓仏教徒の3分の1を占めた」とあり、仏教徒懇話会が組織され、いずれ中央慈善協会のような仏教側の感化救済事業に関する連絡統一団体を志向するものであった。

この仏教徒懇話会が、翌明治42年10月31日仏教同志会の結成につながる。同会について来馬琢道「仏教同志会の創立及び経過」の要述を次に述べてみよう¹⁰²⁾。

明治41年10月6日東京浅草本願寺において仏教徒同志者懇話会の166名の同志者が仏教徒による団体組織を東京の仏教徒有志に依頼することとした。一方、東京仏教徒有志は、医学博士片山国嘉を座長として委嘱の趣旨を全うすることに決議した。こうして仏教同志会が、和強学堂において発会式を挙げることとなった。その趣意書は、仏教が徳川の治世において布教の道が本旨に背き済世の業としての活動を失ったこと、そして維新に入って廃仏毀釈の一大打撃を蒙って寺院資産の大半を失い荒廃に帰した名山霊地も多かったという、それまでの仏教が停滞し打撃を受けた歴史を回顧する。しかし仏教同志会の設立によって各宗各派が教義宗脈を異にするとはいえ、物質界における社会的活動、そして社会的事業においては釈尊の遺法と聖徳太子の遺跡とを踏襲し、一致団結することを宣言している。式は幹事長安達憲忠の開会式の挨拶に始まり、副会長片山国嘉の式辞朗読、会頭大内青巒、中央慈善協会代表として内務省神社群長井上友一、会員村上専精の演説があり、最後に安達憲忠幹事長の挨拶で式を終えた。仏教同志会は事業内容として、演説会及び研究会の開催、機関雑誌または会報の発行、癩村の建設、無宿者の為の宿泊所の設置、労働相談受所の設置、学生相談受所の設置、学生寄宿舎の設置等を決議した。財団法人の設立をめざし、経費に関しては会費、預金利子、寄付金及び補助金等によって賄い、明治43年3月4日には各宗派管長に宗派僧侶の会入・寄附と共に、檀信徒にも同額の募金を願っている。しかし慈善事業を直接行わず指導するだけの間接的的事业であり、寄付金の集まりは捗らなかった。また専任者にも乏しく発展を見なかった。この時期、仏教徒社会事業研究会（明治45年5月東京の仏教社会事業の有志が協定創始したもので渡辺海旭を中心とする浄土宗労働共済会に事務局を置いた - 引用者）が東京で組織された。その目的は感化救済事業の研究であるが、同会は事業従事者が直接組織するもので基礎があり、研究に便利でもあり、同会に仏教同志会の今後の事業を譲って終結することとした。仏教徒社会事業研究会は大正3年6月全国仏教徒の事業従事者を集合して社会事業大会を東京に開いた。

感化救済事業と仏教

官民協力による中央慈善協会の組織化に対して、仏教も感化救済事業統一機関ともいえる仏教同志会を結成したが、事業の具体的現実的展開となると成功しなかったといえる。感化救済事業が提唱され推進される中、従来の個別的散発的な慈善事業を組織化社会化する動きが仏教同志会結成であった。しかし精神的な価値体系をもった仏教教義を拠り所とする仏教教団が行う慈善事業であり、しかも仏教とはいえ教義宗派の異なる各宗派の集まりであり、福祉実践としての主体的契機に乏しいものであったといえる。

しかし仏教の慈善事業組織化社会化を志向する試みが各宗派において独自の慈善事業組織となって現れることとなった。その中で特筆すべきものとしては、明治34年西本願寺による大日本仏教慈善会財団の設立があるが、明治44年には東本願寺が大谷派慈善協会を組織化している。その機関誌『救済』の発刊は社会事業思想及び実践の発展に寄与するものとなった。明治45年には仏教徒社会事業研究会が発足したように、ようやく明治末から大正初期にかけて仏教における慈善事業の組織化が具体的現実的なものとなり、社会事業を要請する社会の胎動に呼応することとなった。

おわりに

日本は明治30年代内外に累積する課題に直面した。日本資本主義が産業革命期を経て帝国主義段階に至って、労働問題を本質的課題とする社会問題の創出があり、また関連派生する社会的問題を招来した。従来のように一部の被救恤の窮民だけでなく、貧困な賃労働者を含む広汎な階層を対象として内務官僚は救済行政を執り行う必要を認識せざるを得なかった。

この時期の慈善救済事業においては、児童保護が依然として主要な課題であり、政策的対応を迫っていた。しかし具体的現実的施設となると、民間のキリスト教や仏教の慈善事業が散発的限定的に対応していたにすぎない。児童保護問題に関連して不良少年や犯罪少年対策が認識されていたが、それに対応する感化事業も民間で先行して実践された。そうした民間による感化事業実践の有用性が政府によって認識され「感化法」成立に結びついた。

一方、日清日露の両戦争を経て殖産興業や軍勢力増強が国家的課題となっていた。政府当局は戦後経営という方策によってその課題に応えようとし、その一環として地方改良という名の下に地方行財政改編さらには地方再編を行った。しかし国民の多くは戦争の損害と疲弊から立ち直れない中で、さらに過酷な財政負担を強いられ、国民生活は窮迫した。

感化救済事業は、そうした戦後経営の中で地方改良と並行して進められた救済事業であった。その事業内容には一部国家的社会事業に類似したものも認められる。しかし、救済事業に「感化」と道徳的呼称をつけたことでも分るように、救済事業の体裁を取ってはいるが、内実は国家の良民育成を主たる課題としていた。そのために明治初期に制定された「恤救規則」の謳う隣保相扶の再編強化が行われ、国家から地方団体が救済事業を担う方向になった。さらに皇室慈恵を宣布することによって国民統合を図り、国家に有用な良民の育成が図られたのである。そうして、国内的な社会の動揺すなわち労働争議及び農村騒擾あるいは社会主義的思想及び運動の拡大を鎮静化し、列強諸国との対外的な帝国主義的競争に備えるものであった。

名 和 月之介

一方、この時期の仏教の動向を見ると、維新以降明治政府の神道中心政策によって低迷し社会的有用性の容認を求めていた。地方改良においては、むしろ仏教の有用性が認識され、さらに感化救済事業においても仏教の参画が要請された。それは直接的には仏教慈善事業としての監獄教誨が評価されたからであり、また地方再編を遂行する中で仏教教団の地方人心への影響力並びに地域の有力諸階層の一つとして寺院僧侶の有用性が認識されたことに他ならない。

明治41年に発布された「戊申詔書」の意図は「勤儉力行」といわれるように、地方の自治自営を志向する地方改良あるいは国家の良民育成を企図した感化救済事業の精神に呼応するものであった。西本願寺教団は布教伝道において、直ちにこうした国家政府の意図を実践の場に、すなわち地方の門末に展開した。しかし、その一方で、大日本仏教慈善会財団の慈善事業のように、門信徒から巨額の募財を仰ぎながらも実質的な事業展開が見られないという批判も見られた。その具体的現実的な事業展開は大正初期を待たねばならなかったといえる。

一方で、西本願寺は政府当局の唱導する体制、すなわち感化によって国家の良民育成を図るという国家政府の意図を翼賛し奉仕することとなった。そうした仏教の思想と実践が本来的なものであったとは必ずしも見なせないが、国家政府はそこに仏教の有用性を認知し、また仏教もその意図に自らの思想と実践を適合させたといえる。たとえば、「戊申詔書」の普及伝達に際して、社会主義防止、労資紛争の緩和、そして国体の護持という趣旨の布教伝道を西本願寺は教団をあげて行った。それは「感化」の方面における国家政府の意図においては忠実な随順者であったことを示す。しかし「救済」事業の方面すなわち具体的現実的な事業展開においては前述の通り後手に回っていた。

内に社会政策をしき外に帝国主義を展開するという第2次桂内閣の下で進められた感化救済事業において、たしかに一部国家的社会事業と呼べるものも見出せる。しかし救済行政の意図は、救済事業を地方の自治自営と国民の精神的作興に転換し転嫁する形で行うものであった。その意図に追従する中で救済行政と仏教との結合様式というものが形成と展開を見たということは、仏教による主体的な感化救済事業というよりも、国家社会による有用性認知を契機として実践されたという性格を免れることはできないものである。

註

- 1) 山崎巖『救済法制要義』(昭和6年)、佐藤進編・解説『社会福祉古典叢書5 田子一民・山崎巖集』所収、鳳書院、昭和57年、328頁。
- 2) 風早八十二『日本社会政策史』日本評論社、昭和14年、39 - 43頁。風早の分析に依拠すると、資本の原始的蓄積過程が一応完了した明治27年より第1次世界大戦前の大正2年における生産年齢人口は24,428,109人より30,026,403人に(指標として100より123)増加したのに対し、工場労働者数は10人以上の職工使用工場をとっても、381,390人より916,252人に(指標として100より240)激増し、生産年齢人口100に対して工場労働者数は1.6より3.1に上昇した。一方、農家戸数は全国戸数に対する比率が明治20年の71%余より大正2年の58%に低下し、また工場労働者1人当り農家戸数は明治36年の11.1戸より大正2年の6戸に半減している。さらに人口の都市集中として人口1万人以上の市町村人口の

感化救済事業と仏教

全国総人口に対する比率は明治21年の13%より大正2年の28%に倍増した。

- 3) 隅谷三喜男『日本賃労働史論』(1955年)、『隅谷三喜男著作集』第1巻所収、岩波書店、2003年、103頁。
- 4) 『同上書』268 - 270頁。
- 5) 大河内一男『黎明期の日本労働運動』岩波新書、昭和27年、63 - 65頁。
- 6) 富田愛次郎『日本社会事業の発達』(昭和17年) 一番ヶ瀬康子解説『戦前期社会事業基本文献集57』所収、日本図書センター、1997年、288 - 289頁。
- 7) 大霞会編『内務省史』第1巻、原書房、昭和55年(覆刻原本、昭和46年) 230頁。
- 8) 富田『前掲書』291 - 292頁。
- 9) 近江匡男編『伝記叢書14井上明府遺稿』大空社、昭和62年、17 - 18頁。
- 10) 窪田静太郎「我国に於ける社会事業統制機関」(1929年) 日本社会事業大学編『窪田静太郎論集』日本社会事業大学、1980年、447頁。
- 11) 『同上稿』457頁。
- 12) 窪田静太郎「財団法人中央社会事業協会創立三十周年を迎へて」(1935年) 日本社会事業大学『前掲書』505 - 506頁。
- 13) 『全国慈善大会史』(明治37年) 社会福祉調査研究会編『戦前期社会事業史料集成』第1巻所収、日本図書センター、1985年、25頁。
- 14) 窪田、前掲「財団法人中央社会事業協会創立三十周年を迎へて」505 - 506頁。
- 15) 井上友一『救済制度要義』博文館、明治42年、189頁。
- 16) 『同上書』186頁。
- 17) 『同上書』188頁。
- 18) 池本美和子『日本における社会事業の形成 - 内務行政と連帯思想をめぐって』法律文化社、1999年、46頁。
- 19) 小川政亮「恤救規則の運用」日本社会事業大学救済制度研究会編『日本の救済制度』、勁草書房、1960年、142頁。
- 20) 『日本帝国統計年鑑』各年(出所: 池田敬正『日本社会福祉史』法律文化社、1994年、304頁)。
- 21) 井上『前掲書』191頁。
- 22) 窪田、前掲「財団法人中央社会事業協会創立三十周年を迎へて」506頁。
- 23) 大原社会問題研究所『日本社会事業年鑑』大正9年版、7 - 8頁。
- 24) 池本『前掲書』33 - 35頁。
- 25) 感化救済事業の開始時期は明治41年の内務省による感化救済事業講習会開催ということになるが、その終了期については以下の先学の所説を踏まえて本稿では「大正中期」としている。先ず池田敬正が、広く社会問題に関し施設改善を要すべき事項について調査審議するため大正7年救済事業調査会が設置され、感化救済事業という用語は姿を消した(「感化救済事業をめぐって」『社会事業史研究』1985年9月、iii頁) としていることが感化救済事業が了の一つの指標となろう。内務省報告例を事業別に分類整理した全国施設一覧といった『感化救済事業一覧』は明治43年9月調べ以降、大正6年末現在で了り、翌大正7年末現在は『社会事業一覧』(発行は大正9年8月社会局設置後と推測される)と改称されている(田端光美「解題」社会福祉調査研究会『前掲書』第4巻、1985年、6頁) ことも大正7年をもって感化救済事業から社会事業へ移行する一つの分岐点として捉えられる。他方、一番ヶ瀬康子によると、大正6年中央慈善協会発行の雑誌『慈善』が『社会と救済』(大正10年まで)と改題され(それは中央慈善協会の内務省よりの毎年1千円の補助金受給と組織改正によるものであつ

名 和 月之介

- た）さらに大正10年より同誌は『社会事業』と改題されているが、それはそれまでの慈善事業が政策的に感化救済事業に吸収されていく過程の名称変更であったとしている（「解題」社会福祉調査研究会『前掲書』第1巻、5-6頁）。ちなみに吉田久一が「この時期（＝20世紀初頭）の用語は慈善、慈善事業、感化救済、感化救済事業、博愛事業、社会改良、社会事業とさまざまに使用されている。しかし歴史的にいて、慈善事業が産業革命期、感化救済事業が日本帝国主義の形成期に対応する用語という認識が許されるならば、多少の混乱はあるが、慈善事業思想は日露戦争終了期まで、感化救済事業思想は大正は大正5年までと時期区分ができるように思う（『日本近代仏教社会史研究（下）』川島書店、1991年、67頁）」と述べていることも勘案されよう。
- 26) 布川孫市「統計上より観たる感化救済事業」『統計集誌』第411号、大正4年5月、16頁。
- 27) 池田敬正・池本美和子『日本福祉史講義』高菅出版、2002年、146頁。
- 28) 生江孝之『社会事業綱要』（大正12年）一番ヶ瀬康子編・解説『社会福祉古典叢書4生江孝之集』所収、鳳書院、昭和58年、37頁。
- 29) 「第14回帝国議会衆議院感化法案審査特別委員会速記録」『帝国議会衆議院委員会議録16』東京大学出版会、昭和62年、341頁。
- 30) 内務省地方局『感化事業回顧三十年』（昭和5年）土井洋一解説『日本子どもの歴史 叢書25感化事業回顧三十年』所収、久山社、1998年、1-8頁。
- 31) 窪田静太郎「社会事業と青淵先生」（1928年）日本社会事業大学『前掲書』436-437頁。
- 32) 守屋克彦『少年の非行と教育』勁草書房、1977年、32、61頁。
- 33) 『同上書』85頁。
- 34) 日露戦後の戦後経営として実施された事業は、主として軍備の拡張、鉄道の国有と拡張、製鉄所・電信・電話事業の拡張、植民地経営、治水事業、教育施設の増設等である（三和良一『概説日本経済史・近現代〔第2版〕』東京大学出版会、2005年、75頁）。
- 35) 井上清『日本の歴史（下）』岩波新書、1997年、36, 74, 76頁。日露戦争では戦費17億円余、交戦20ヶ月間で4万3千人余が戦死し、17万人以上が負傷し、病者22万人以上に達し、内6万3千人余が死亡した。日清戦争では、日本軍の死者1万7千人余（内病死者1万2千人弱）に及び、戦費2億円余が費消された。
- 36) 富田『前掲書』282頁。
- 37) 『同上書』283頁。
- 38) 右田紀久恵「井上友一研究（その三）」『社会問題研究』第43巻第2号、大阪府立大学社会福祉学部、1994年、12-13頁。
- 39) 大河内『前掲書』134頁。
- 40) 大霞会『前掲書』第1巻、288頁。
- 41) 『同上書』286-287頁。
- 42) 吉田『前掲書』76-77頁。
- 43) 社会福祉調査研究会『前掲書』第18巻、1985年、一-八頁。
- 44) 『同上書』第1巻、3頁。
- 45) 『同上書』第17巻、1996年、（五）頁。
- 46) 報徳会『斯民』第3巻第8号、明治41年10月7日。
- 47) 吉田『前掲書』86頁。
- 48) 菊池正治「日露戦後期の感化救済事業」菊池正治・清水教恵・田中和男・永岡正己・室田保夫『日本社会福祉の歴史・付史料』ミネルヴァ書房、2003年、64頁。

感化救済事業と仏教

- 49) 池田敬正『日本における社会福祉のあゆみ』法律文化社、1994年、99頁。
- 50) 『同上書』100頁。
- 51) 内務省社会局『本邦社会事業』大正11年版、社会福祉調査研究会『前掲書』所収、9頁。
- 52) 大原社会問題研究所『前掲書』大正9年版、3-6頁。
- 53) 池田敬正「悪徳済世会の成立」後藤靖編『近代社会と思想』吉川弘文館、1992年、172-173頁。
- 54) 池本『前掲書』9-12頁。
- 55) 中村正則・鈴木正幸「近代天皇制国家の確立」原秀三郎他編『大系日本国家史5』東京大学出版会、1976年、16-19頁。
- 56) 田子一民によると(『社会事業』(大正11年) 佐藤進編・解説『社会福祉古典叢書5 田子一民・山崎巖集』所収、鳳書院、昭和57年、18頁) 明治42年に第1回地方改良講習会が開かれているが、その言葉は社会改良(Social betterment; Social Reform)にとったものである。しかし社会という文字が面白くないため地方にしたという。
- 57) 橋川文三によると(『柳田国男論集成』作品社、2002年、287頁) 地方改良運動は、内務官僚を中心に、町村長、篤志家、篤行者、社会事業家、神官、僧侶などをまきこんだ運動、キャンペーンという趣であった。また地方改良事業と一心同体の関係にあった中央報徳会の開催した講演・講習は、「たんなる講演・講習というのではなく、これまで全国にちらばって相互に知ることもしなかった篤志家たちを一カ所に集め、それぞれの実験談を交換せしめるというその方法は、あたかも信仰告白の競争にも似たムードを生み出し、運動全体にある熱烈な宗教運動のような様相をさえ与えた」という。
- 58) 大霞会『前掲書』268頁。
- 59) 同上。
- 60) 田中和男『近代日本の福祉実践と国民統合』法律文化社、2000年、61-63頁。
- 61) 大霞会『前掲書』269-272頁。
- 62) 地方自治百年史編集委員会『地方自治百年史』第1巻、地方自治法施行四十周年・自治制公布百年記念会、平成4年、398頁。
- 63) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会、2001年、18頁。
- 64) 大霞会『前掲書』275-276頁。
- 65) 『同上書』276頁。
- 66) 宮地『前掲書』91-94頁。
- 67) 大霞会『前掲書』277頁。
- 68) 地方改良の思想的契機となった二宮尊徳の報徳主義・思想について本稿で十分に論じることができなかった。ここでは尊徳の報徳主義と既存の宗教との関係について、次のことを述べるにとどめたい。すなわち児玉幸多の要述に依拠すると(児玉幸多編・解説『日本の名著26 二宮尊徳』中央公論新社、1999年、44-45頁) 尊徳の思想は実践の内に生まれたものであり、神儒仏の道も全てその中に包含されるという。従って地方改良を支える思想として宗派を問わず受容されやすく、またその実践志向性が地方改良の精神と即応していたといえる。
- 69) 大霞会『前掲書』291-293頁。
- 70) 『同上書』278頁。
- 71) 『同上書』293頁。
- 72) 内務省地方局編『地方改良事業講演集(上)』(明治42年) 芳文閣、昭和60年。
- 73) 大霞会『前掲書』295頁。
- 74) 大濱徹也『庶民の見た日清・日露戦争』刀水書房、2003年、239頁。

名 和 月之介

- 75) 大霞会『前掲書』296頁。
- 76) 右田「前掲稿(一)」第42巻第1号、1992年10月、46 - 52頁。なお明治30年代より大正初期に至る内務行政とくに地方自治及び感化救済事業における指導者としての井上友一は、感化救済事業を内務行政においてどう位置づけるかを考察する場合、必要不可欠の存在である。本稿では井上の思想と経歴について踏み込んで論及できなかったが後学を期したいと思う。近年の井上研究としては他に高石史人「天皇制国家における救済の論理 - 井上友一試論 - 」(福嶋寛隆編『日本思想史における国家と宗教』下巻、永田文昌堂、1999年)がある。
- 77) 井上友一「自治訓練の方法(講演)」(明治42年) 内務省地方局『前掲書(上)』70 - 72頁。
- 78) 宮地『前掲書』95頁。
- 79) 井上「前掲講演」70頁。
- 80)「同上講演」66 - 67頁。
- 81) 井上友一「地方人心の一新」『斯民』第2編第5号、明治40年8月、29 - 35頁。
- 82) 留岡幸助の論著の多くは同志社大学人文科学研究所編『留岡幸助著作集』全5巻(同朋舎)に収録され、また留岡の日記が留岡幸助日記編集委員会編『留岡幸助日記』全5巻(矯正協会)として刊行されているので、留岡の思想と実践の内容を知ることができよう。ちなみに高瀬善夫『一路白頭二至ル - 留岡幸助の生涯 - 』(岩波新書、1982年)は要を得た留岡評伝であり、留岡に関する文献の紹介もある。ところで留岡は明治32年の巢鴨監獄教誨師事件において仏教に代わるキリスト教教誨師として登用された経緯もあり仏教に対立するキリスト者としてのイメージが伝わっている。しかし、単にキリスト者というだけでなく、地方改良において二宮尊徳の報徳主義を鼓吹・喧伝した指導者の一人であり、また仏教僧侶をその有力諸階層の一つとして認知していたことは明らかである。留岡の思想と実践について宗派的偏見を排した客観的な接近と再評価が求められる。
- 83)「留岡幸助消息年譜」同志社大学人文科学研究所編『前掲書』第5巻、1981年、402 - 405頁。
- 84) 留岡幸助「市町村自治の四角同盟」『人道』41 - 42号、明治41年9月5日 - 同年10月5日、同志社大学人文科学研究所『同上書』第2巻、1979年。
- 85) 井上哲次郎「二宮尊徳翁の人格及学説に就いて」報徳会『斯民』第1編第4号、明治39年7月、付録14頁。
- 86) 大島美津子『明治国家と地域社会』岩波書店、1994年、296 - 299頁。
- 87) 拙稿「仏教と軍事援護事業 - 日清戦争における西本願寺教団の事業を端緒として - 」『四天王寺国際仏教大学紀要』第40号、2005年9月、11頁。
- 88) 社会福祉調査研究会『前掲書』第20巻、1996年、1037 - 1052頁。
- 89) 赤松俊英・笠原一男共編『真宗史概説』平楽寺書店、昭和61年、505頁。
- 90)『同上書』507頁。
- 91) 仏教徒社会事業研究会編『仏教徒社会事業大観』仏教徒社会事業研究会、大正9年、240頁。
- 92) 吉田久一「巢鴨監獄教誨師事件」宮崎円遵博士還暦記念『真宗史の研究』永田文昌堂、1966年。
- 93)『教海一瀾』第430号、明治41年9月5日。
- 94) 内務省地方局『感化救済事業講演集』(明治42年) 社会福祉調査研究会『前掲書』第18巻所収、1985年。
- 95) 赤松連城「感化救済と至誠」内務省地方局『同上書』、社会福祉調査研究会『同上書』第19巻所収、1996年。
- 96)『教海一瀾』第434号、明治41年9月26日。
- 97) なお、この講習会における出席者の数字には報道する雑誌によって若干の違いが見られる。明治41年

感化救済事業と仏教

- 11月1日『宗教界』第4巻は、この講習会における宗教家の出席について、仏教僧侶98名、他に神道教師10名、牧師1名、救世軍士官1名という数字を挙げている。
- 98) 拙稿「明治中期における仏教慈善事業の形成について」『四天王寺国際仏教大学紀要』大学院第4号・人文社会学部第39号・短期大学部第47号、2005年3月、38頁。
- 99) 「仏教徒の慈善事業」『中央公論』明治34年1月。
- 100) 辻屋詮教『大正仏教史』三省堂、昭和15年、8頁。
- 101) 中央慈善協会趣意書『慈善』第1編第1号、明治42年7月。
- 102) 来馬啄道「仏教同志会の創立及経過」仏教徒社会事業研究会編『仏教徒社会事業大観』仏教徒社会事業、大正9年、8-25頁。